

ご契約のしおりー約款



無配当低解約返戻金型愛児進学保険

2014年10月作成

BESTパートナー
三井生命

この冊子の構成

この冊子は、次の3つの部分に分かれています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい重要な事項（告知義務、保障内容、死亡給付金等をお支払いできない場合、諸手続きなど）をわかりやすく説明したものです。

約 款

ご契約についてのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

諸利率および お取り扱いの範囲

入学祝金のすえ置き利率・保険料を前納する場合の割引利率等、および、契約内容変更等のお取り扱いの範囲（減額後の最低基本保険金額等）について、その一部を一覧形式にて記載したものです。

- ・「ご契約のしおり」「諸利率およびお取り扱いの範囲」に記載の利率やお取り扱いの範囲は、2014年10月現在のものであり、将来変更することがあります。
- ・実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。

こんなときは... ご連絡ください

次のような場合には、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

- ◆ 死亡給付金を請求するとき
- ◆ ご契約者を変更するとき
- ◆ 受取人を変更するとき
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00～19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

も く じ

目的別もくじ	4
主な保険用語のご説明	6

ご契約のしおり

I. ご契約にあたって

1 低解約返戻金期間について	13
2 生命保険募集人について	14
3 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約・ 転換による保険契約のお申し込みについて	15
4 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ	16
5 申込書・告知書の記入について	17
6 第1回保険料相当額のお払い込みにあたって	18
7 健康状態・職業などの告知義務について	19
8 保障の責任開始時について	22
9 クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について	23
10 株式会社について	24
11 個人情報のお取り扱いについて	25
12 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	27
13 保険会社の業務又は財産の状況の変化により元本欠損が生じる場合の お取り扱いについて	30
14 生命保険契約者保護機構について	31

II. 特徴としくみ

1 スター誕生の特徴	34
(1) 特徴	34
(2) しくり	35
2 出生前加入特則について	36

III. 保障内容について

1 無配当低解約返戻金型愛児進学保険	37
2 指定代理請求特約	38

IV. 給付金等のお支払いについて

1 給付金等の請求方法について	39
2 祝金・死亡給付金等のお支払い期限について	40
3 給付金などをお支払いできない場合について	41
4 〈参考〉保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の 具体的事例	44

V. 保険料について

1 保険料のお払い込み方法について	46
2 保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について	47
3 まとまった資金のご活用について	48
4 保険料のお払い込みが困難になられたとき	49
5 死亡給付金支払などの際の保険料の精算について	51
6 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて	53

VI. ご契約後について

1 ご契約者貸付について	55
2 解約と解約返戻金について	56
3 被保険者によるご契約者への解約の請求について	59
4 祝金・死亡給付金の受取人の変更について	59
5 住所等の変更に伴う諸手続きについて	60
6 お手続きに必要な書類について	61
7 生命保険と税金について	62

約款

無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款	67
指定代理請求特約	110
保険料口座振替特約	114
条件付保険特約	116
特定高度障害状態不担保特約	118

諸利率およびお取り扱いの範囲

諸利率およびお取り扱いの範囲	124
----------------------	-----

[illegible]

目 的 別 も く じ

こんなときは

このページをご覧ください

ページ

ご契約にあたって

専門用語（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語のご説明

6

お申し込みを撤回したい

クーリング・オフ制度（ご契約申し込みの撤回等）について

23

「告知」について知りたい

健康状態・職業などの告知義務について

19

いつから保障が開始するのか知りたい

保障の責任開始時について

22

この保険のしくみや保障内容について知りたい

スター誕生の特徴

34

出生前加入特則について

36

保障内容について

37~38

保険料について

保険料の負担を減らしたい

保険料のお払い込みが困難になられたとき

49

保険料を払えなかった

保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について

47

こんなときは

このページをご覧ください

ページ

ご契約後について

急にお金が必要になった

ご契約者貸付について

55

保険を解約したい

解約と解約返戻金について

56

住所や名前などが変わった

住所等の変更に伴う諸手続きについて

60

税金について知りたい

生命保険と税金について

62

ご契約者または被保険者が死亡された場合等には
保険証券とこの冊子でご契約内容をご確認ください

給付金等の支払事由に
該当しているかご確認ください

保障内容について

37~38

給付金等が支払われないケースに該当し
ていないかご確認ください

給付金などをお支払いできない
場合について

41~45

給付金等のご請求から
お受け取りまでの流れをご確認ください

給付金等の請求方法について

39~40

お手続きの方法については、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターに
お問い合わせください

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル 0120-318-766

平日9:00~19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

主な保険用語のご説明

あ

いわいきん
祝金 お子さまが所定の日に生存されているときにお支払いするお金のことです。

うけとりにん
受取人 各祝金または死亡給付金等を受け取る人のことをいいます。

か

かいはくへんれいきん
解約返戻金 ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお払いもどしするお金のことです。

きほんほけんきんがく
基本保険金額 各祝金のお支払い金額の計算の基準となる金額をいいます。減額があったときは、減額後の金額をいいます。

けいはくおうとうび
契約応当日 契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。また、月単位・半年単位・年単位の契約応当日といったときは、各月・半年・年ごとの契約日に対応する日を指します。

けियाくしゃ
契約者 当社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料払込義務など）を持つ人のことをいいます。

けियाくねんれい
契約年齢 契約日における被保険者の年齢をいいます。また、被保険者およびご契約者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。なお、ご契約後の被保険者およびご契約者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算します。
（例）ご契約時に1歳7か月の被保険者の契約年齢は1歳となります。

けियाくび
契約日 ご契約を締結する際の責任開始の日をいい、契約年齢や保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、責任開始の日を含む月の翌月1日が契約日となる場合があります。

こくちぎむ
告知義務と
こくちぎむいはん
告知義務違反 ご契約者と被保険者は、ご契約のお申し込みや復活または復旧などをされるときに、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことがらについて当社にご報告いただく義務がありますが、これを「告知義務」といいます。その際に、事実が告げられなかったり、故意に事実を曲げて告げられたときには、当社は告知義務違反としてご契約を消滅させること（解除）ができます。

さ

しっこう 失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約の効力が失われることです。
しはらいじゆう 支払事由	約款であらかじめ定めた、各祝金または死亡給付金等をお支払いする事由をいいます。
しほうきゅうふきん 死亡給付金	お子さまが保険期間中に死亡されたときにお支払いするお金のことです。
しゅけいやく 主契約	普通保険約款に記載されている契約内容をいいます。
しんさ 診査	診査医扱のご契約に申し込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をすることをいいます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、生命保険面接士の面接報告による方法等もあります。
せきにんかいしじ 責任開始時 せきにんかいしひ (責任開始の日)	ご契約の保障が開始される時を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の各祝金または死亡給付金などをお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。

た

だい かいほけんりょう 第1回保険料 そうとうがく 相当額	ご契約のお申し込みの際にお払い込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
とくやく 特約	主契約の保障内容を更に充実させるためや、保険料払込方法など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

は

はらいこみきげつ 払込期月

契約応当日（保険料月払のご契約は月単位、保険料半年払のご契約は半年単位、保険料年払のご契約は年単位の契約応当日）を含む月の初日から末日までをいいます。

ひほけんしゃ 被保険者

その人の死亡・疾病・傷害などが保険の対象となる人のことをいいます。

ふっかつ 復活

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または診査をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほけんしょうけん 保険証券

ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

ほけんねんど 保険年度

契約日または年単位の契約応当日から始まる1年間をいい、契約日から直後の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算します。

ほけんりょう 保険料

ご契約者にお払い込みいただくお金のことです。

ほけんりょうきかん 保険料期間

保険料のお払い込み方法（回数）に応じた次の期間のことをいいます。

- ・月 払契約の場合…契約日または月単位の契約応当日から次の月単位の契約応当日の前日まで
- ・半年払契約の場合…契約日または半年単位の契約応当日から次の半年単位の契約応当日の前日まで
- ・年 払契約の場合…契約日または年単位の契約応当日から次の年単位の契約応当日の前日まで

ま

めんせきじゆう 免責事由

約款であらかじめ定めた、死亡給付金等をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には死亡給付金等をお支払いできません。

や

やっかん 約款

ご契約についてのとりきめを記載したものです。

[illegible]

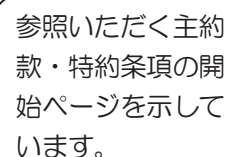
[illegible]

ご契約のしおり

「ご契約のしおり」は、ご契約にあたってご確認ください事項およびご契約についての大切なことから説明したものです。

「約款」とあわせてぜひご一読され、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

- (レイアウト例)



I. ご契約にあたって

1 低解約返戻金期間について

- この保険は、契約日から被保険者の年齢が10歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間（[低解約返戻金期間①](#)）の解約返戻金の水準を低く設定しています。その期間の解約返戻金額は、抑制しない場合の金額に対して低解約返戻金割合（70％）を乗じた金額となります。
- 低解約返戻金期間中に保険料の自動貸付、契約者貸付をご利用になる場合の貸付金額の範囲の基準となる解約返戻金額についても同じ計算方法となります。

2 生命保険募集人について

ア. 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば、保険契約は有効に成立します。

イ. 当社の生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（募集代理店を含みます。）は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに、有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更される場合にも、原則としてご契約内容の変更に對する当社の承諾が必要となります。

（例）当社の承諾が必要なご契約内容変更のお手続き

・ 保険契約の復活 ・ ご契約者の変更 など

3 現在契約している保険契約の解約・減額等を前提とした 新たな保険契約・転換による保険契約のお申し込みについて

現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たな保険契約のお申し込み、転換による保険契約のお申し込みをされる場合、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、解約返戻金は、お払い込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する契約者配当の請求権等を失う場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 現在のご契約のままであれば、またはご契約を更新されていれば、保険金・給付金などをお支払いできる場合であっても、新たな保険契約について告知義務違反や責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺、責任開始時前の発病などにより、保険金・給付金などが支払われない場合があります。
- 現在のご契約を解約・減額された場合、更新されなかった場合などは、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず（例えば新たな保険契約が解除となった場合においても）、元に戻すことはできません。
- 一般の保険契約と同様に告知義務があります。現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約の場合は新たなご契約の責任開始の日、契約転換制度または契約分割転換制度をご利用の場合は転換後契約の責任開始の日を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約または転換後契約の締結にあたっての詐欺の行為が適用の対象となります。よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約または転換後契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご注意ください。

4 現在のご契約内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約内容の見直しには、次のような方法がご利用いただけます。

	契約転換制度	特約中途付加	追加契約
特 徴	保障額の見直しと同時に保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	ご契約の保障内容や保険期間は変えずに、特約を中途付加することができます。	ご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や契約者配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。	当社のご契約に特約を新たに付加して保障を広げる方法です。	ご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。ご契約は2件になります。
図 解			
現在の ご契約は	消滅します。	継続します。	継続します。
保険料	契約転換制度ご利用時の被保険者の年齢、保険料率により保険料を計算します。	特約中途付加日における被保険者の年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払い込みいただきます。	新しい保険のご契約日における被保険者の年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお支払い込みいただきます。

- ご契約内容の見直し後の保険料は、ご利用いただく方法によって異なります。
- いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて告知または診査が必要になります。健康状態によってはご利用いただけない場合もあります。
- ご契約内容の見直しには上記以外にも、当社のご契約を2契約に分割し、一方のご契約を残したまま、他方のご契約を下取りし、新しいご契約の一部に充当する「契約分割転換制度」があります。

ご 注 意

- ご契約の種類や内容によっては、ご利用いただけない場合や所定の条件を満たすことが必要になる場合があります。詳細は、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにおたずねください。

5 申込書・告知書の記入について

申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

- ご記入後は内容を十分お確かめのうえで、ご署名、押印をお願いします。
- ご契約後の諸手続きにあたって、申込書の名義欄の筆跡と照合し、本人確認を行う場合があります。

6 第1回保険料相当額のお払い込みにあたって

- 第1回保険料相当額をデビットカードまたはクレジットカードでお払い込みいただく場合は、引き換えに必ず当社所定の利用票控等をお受け取りください。また、現金で当社職員にお払い込みいただく場合は、引き換えに必ず当社所定の領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの。）をお受け取りください。なお、当社預金口座にお払い込みいただく場合は、領収証は発行しません。
- 領収日は、デビットカードまたはクレジットカードでお払い込みいただく場合は保険料のお払い込みの手続きが完了した日、当社預金口座にお払い込みいただく場合は当社預金口座への着金日となります。

7 健康状態・職業などの告知義務について

ア. 告知の重要性

- ご契約者や被保険者には健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。診査医扱の場合、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなく告知してください。

イ. 告知の方法

(a) 医師の診査を受けていただくご契約の場合

- 当社の指定した医師が、ご契約者の傷病歴（傷病名、治療期間等）等についておたずねしますので、その医師に口頭により告知してください。この場合、告知していただいた内容を医師が告知書に記入しますので、ご確認のうえご署名ください。また、ご契約者または被保険者ご自身でご記入いただく部分については、告知書にありのままをご記入ください。

(b) 医師の診査を受けていただかないご契約の場合

- ご契約者または被保険者ご自身で、当社所定の告知書にありのままをご記入ください。
- 勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく場合、当社の生命保険面接士が告知事項を確認する場合等も、同様のお取り扱いとなります。

ウ. 傷病歴・通院事実等を告知された場合

- 傷病歴等を告知された場合、所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- ご契約のお引き受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定といたします。
 - ・無条件でご契約をお引き受けする。
 - ・今回のご契約をお断りする。
 - ・特別な条件付（条件付保険特約による保険料の割り増し（特別保険料領収法）等）のうえでご契約をお引き受けする。
- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っています。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引き受けすることがあります。（お引き受けできないことや、特別保険料領収法等の特別な条件を付けてお引き受けすることもあります。）

エ. 正しく告知されなかった場合のデメリット

- 告知していただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活日）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

(例)

・告知時点現在、胃潰瘍かいようの治療中にもかかわらずこれを告知されなかった場合には、ご契約は解除されることがあります。

- 責任開始の日または復活日から2年を経過していても、給付金等の支払事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
- ご契約を解除する場合には、たとえ給付金等の支払事由が発生していたとしても、これをお支払いすることはできません。また、保険料払込免除の事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、解約の際にお支払いする解約返戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。
- 上記のご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により給付金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

才、告知が必要な場合

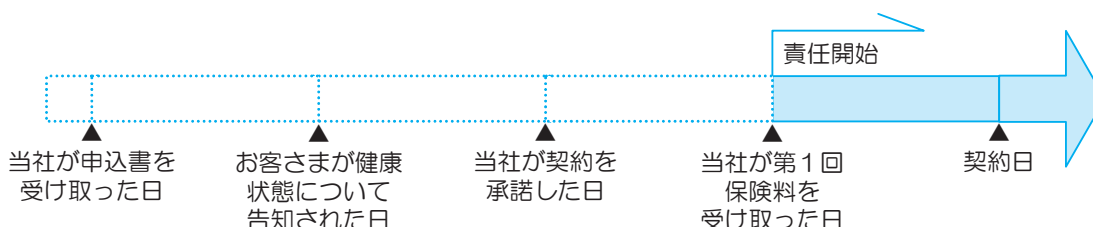
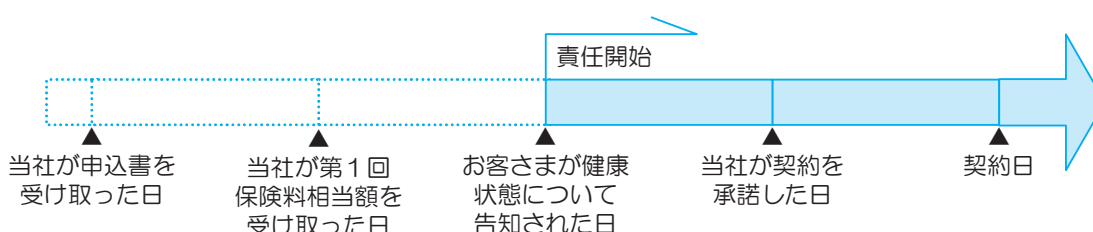
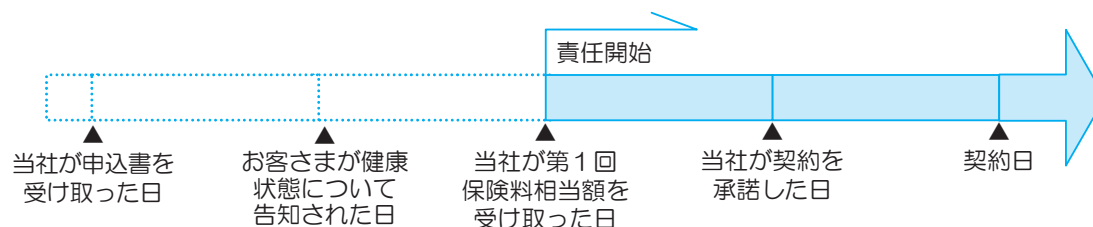
- ご契約されるときのほか、次の場合にも告知が必要です。ご契約によっては診査も必要となります。**
- ・ ご契約を復活される場合 等
- 上記の場合にも、告知義務違反があった場合には、その責任開始の日を基準にして、ご契約を解除することがあります。**

ご 注 意

- 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（募集代理店を含みます）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことになりませんので、ご注意ください。
- 当社は、申込書・告知書および医師の診査書等によって、ご契約をお引き受けできるかどうか決定いたします。
- 当社の担当職員または当社で委託した確認会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または給付金等のご請求および保険料払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認を行う場合があります。

8 保障の責任開始時について

お申し込みいただいたご契約について、当社がお引き受けすることを承諾した場合には、第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合は告知の時）から、保険契約上の責任を負います。



- 保険料のお払い込み方法（経路・回数）によっては、契約日が責任開始の日となります。
- 第1回保険料相当額をデビットカードまたはクレジットカードを利用してお払い込みいただいた場合には、保険料のお払い込みの手続きが完了した日を「当社が第1回保険料（相当額）を受け取った日」としてお取り扱いします。

9 クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について

申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

- お申し込みの撤回等があった場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
- 次の場合はこのお取り扱いはできません。

- ・当社の指定した医師の診査を受けられた後の場合
- ・ご契約の内容変更(特約の中途付加等)の場合

- お申し込みの撤回等は、書面にその意思を明記し、申込者またはご契約者の氏名、住所、取扱営業部および取扱者名をご記入のうえ、申込書と同一印を押印し、必ず郵便により上記の期間内に取扱営業部または本社あてお送りください。

なお、第1回保険料相当額を現金で当社職員にお払い込みいただいた場合は、領収証番号もご記入ください。

＜お申し込みの撤回等の書面記入例＞

三井生命保険株式会社 御中

私は、下記の契約の申し込みを撤回します。

申込日 〇〇年〇〇月〇〇日
 申込者(契約者) 〇〇 〇〇
 取扱営業部 〇〇営業部(〇〇営業室)
 取扱者氏名 〇〇 〇〇
 申出日 〇〇年〇〇月〇〇日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇—〇—〇
 氏名(自署) 〇〇 〇〇 印

申込書と同一印を
押印してください

(三井生命本社宛郵送の場合の宛先)

〒277-8655 千葉県柏市東上町8—18 三井生命保険株式会社 契約・医務グループ

10 株式会社について

- 保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

11 個人情報のお取り扱いについて

ア. 個人情報の利用目的

- 当社が取得した個人情報につきましては、以下の目的の達成に必要な範囲で利用いたします。
 - 〈1〉各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - 〈2〉関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - 〈3〉当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - 〈4〉その他保険に関連・付随する業務

イ. センシティブ情報のお取り扱い

- 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、保健医療に関する情報等を業務遂行上必要な範囲で取得・利用し、または再保険会社に対して提供する場合があります。
- 人種、信条、門地、本籍地、保健医療、犯罪経歴、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報については、保険業法施行規則第53条の10及び同法施行規則第234条第1項第17号に基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

ウ. 再保険会社への個人情報の提供

- お申し込みいただいた保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行う場合があります。また、再保険会社における当該保険契約の引き受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供する可能性があります。

エ. 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認

- 当社では、保険契約の締結等の際、ご契約者の本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業の内容等を確認しております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、お取引引き時に確認いたしましたお客さまの情報に変更があった場合は、当社までご連絡ください。

オ. 米国法「外国口座税務コンプライアンス法」に基づく確認

①FATCA

Foreign Account Tax Compliance Actの略。

②米国居住者

一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数は、対象年度（1月から12月を1年度とし、自己申告される年月日が属する年度を対象年度とします。）の滞在日数にその前年の滞在日数の3分の1に相当する日数と前々年の滞在日数の6分の1に相当する日数を加えて計算します。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

③米国人所有の外国事業体

米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する実質的支配者（個人）が一人以上いる事業体をいいます。例えば、法人において米国市民（米国籍）または米国居住者に該当する個人が、25%を超える議決権または価値を有する場合をいいます。なお、過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体等一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

(a) FATCAとは

- 「外国口座税務コンプライアンス法」（以下「**FATCA**①」といいます。）は、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、お客さまが米国納税義務者であるかを確認すること等を求める米国の法律です。

(b) 米国納税義務者であるかの確認

- 当社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明に基づき、保険契約の締結等の際、当社所定の書面により、所定の米国納税義務者であるかをご契約者等に自己申告していただく方法で確認しています。ご契約者等が所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類（運転免許証、パスポート、登記簿謄本等の公的証明書等）をご提示またはご提出いただく場合があります。

(c) 米国納税義務者に該当する場合

- ご契約者等が次のような所定の米国納税義務者に該当する場合、米国内国歳入庁（IRS）宛にご契約情報等の報告を行います。このため、ご契約者等より所定の書類をご提出いただくほか、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

個人契約の場合	米国市民（米国籍）、 米国居住者 ②
法人契約の場合	米国法人、米国以外で設立された金融機関、 米国人所有の外国事業体 ③ 等

- ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、米国納税義務者に該当することとなった場合または該当しなくなった場合は、当社までご連絡ください。

12 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

ア. 契約内容登録制度・契約内容照会制度

- お客さまのご契約内容が登録されることがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【登録事項】

- 〈1〉 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- 〈3〉 入院給付金の種類および日額
- 〈4〉 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- 〈5〉 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

イ. 支払査定時照会制度

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。
- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- 〈1〉 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- 〈2〉 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- 〈3〉 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

- 上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。
- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

13 保険会社の業務又は財産の状況の変化により 元本欠損が生じる場合のお取り扱いについて

- 保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

14 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間にける各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

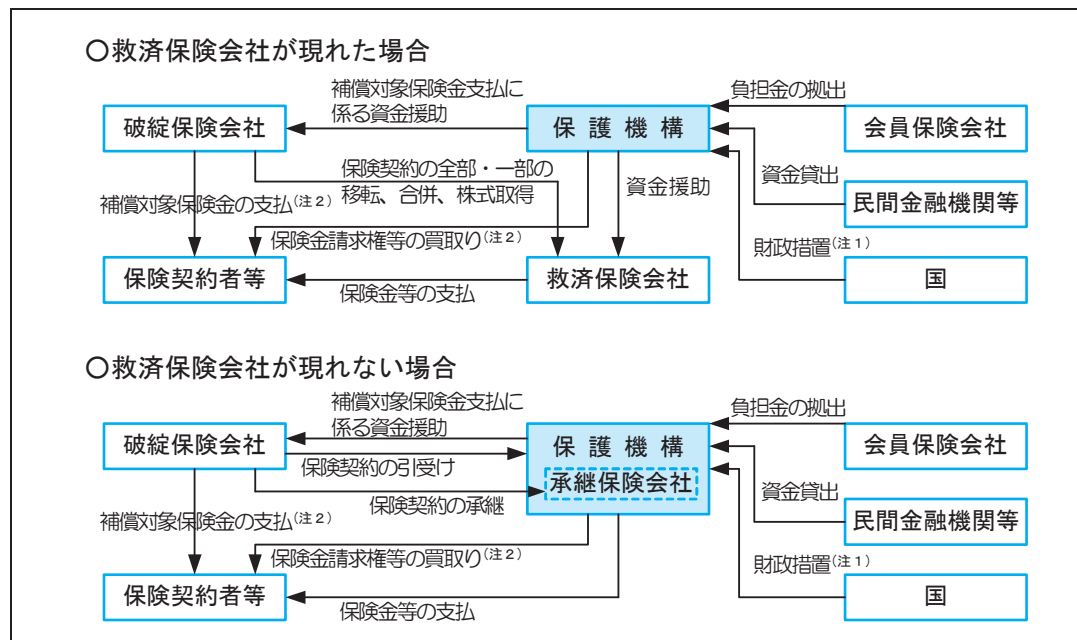
（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

<仕組みの概略図>



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年（2017年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります）。

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

[illegible]

Ⅱ. 特徴としくみ

1 スター誕生の特徴

(1) 特徴

- 〈1〉 お子さまの成長にあわせて、祝金が支払われます。
- ・ 祝金は、特にお申し出がなければ、[所定の利率](#)^①ですえ置かれますので、必要に応じてまとまった資金をお受け取りになれます。
 - ・ お子さまが保険期間中に死亡されたときは、死亡給付金をお支払いします。
- 〈2〉 ご契約者が死亡・所定の高度障害状態のときまたは不慮の事故により所定の障害状態になられたときには、その後の[保険料のお払い込みが免除](#)^②されます。
- 〈3〉 お子さまの[出生予定日の140日前からご契約](#)^③いただけます。
- 〈4〉 低解約返戻金期間があります。
- ・ この保険は、ご契約日から被保険者の年齢が10歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間（[低解約返戻金期間](#)^④）の解約返戻金の水準を低く設定しています。低解約返戻金期間中は、解約返戻金を抑制しない場合の金額の70%の解約返戻金をお支払いします。
- 〈5〉 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません。

①所定の利率

巻末の「諸利率およびお取り扱いの範囲」（入学祝金のすえ置き利率）をご覧ください。

②保険料のお払い込みが免除

「Ⅲ. 1 無配当低解約返戻金型愛児進学保険」をご覧ください。

③出生予定日の140日前からご契約

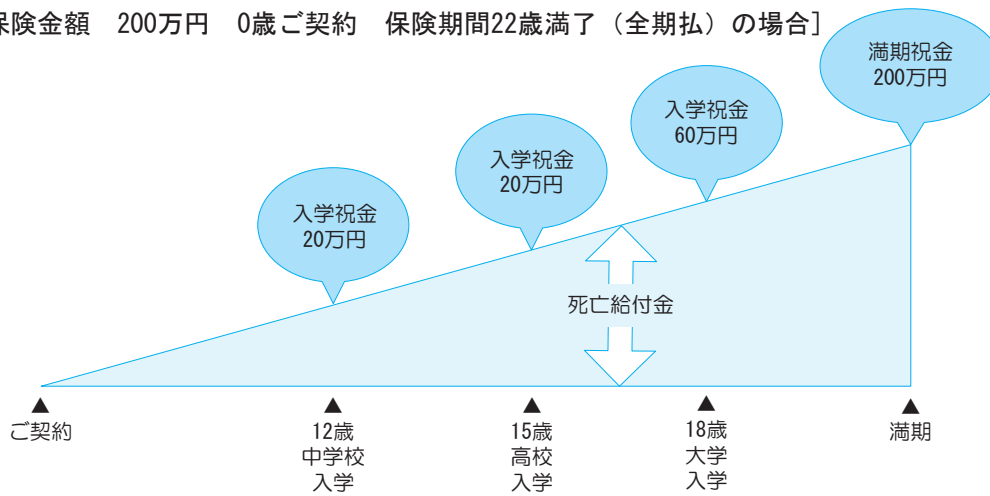
「Ⅱ. 2 出生前加入特則について」をご覧ください。

④低解約返戻金期間

「Ⅵ. 2 解約と解約返戻金について」をご覧ください。

(2) しくみ

[基本保険金額 200万円 0歳ご契約 保険期間22歳満了（全期払）の場合]



この保険商品の約款上の名称は「無配当低解約返戻金型愛児進学保険」で、以下「主契約」といいます。

また、「無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款」を「主約款」といいます。

2 出生前加入特則について

被保険者となられるお子さまの出生予定日が140日以内であれば、ご契約いただくことができます。

ア. 複数のお子さまがお生まれになった場合のお取り扱い

- 複数のお子さまがお生まれになることがご契約時に予定されている場合には、将来被保険者となるお子さまを、戸籍に記載される順序であらかじめ指定することができます。この場合、戸籍上指定された順位にあるお子さまがお生まれになったときに、そのお子さまを被保険者とします。
- 上記の指定がなかった場合には、戸籍上先順位にあるお子さまを被保険者とします。
- 万一、被保険者となられたお子さまが、お生まれになった日から1年以内に死亡された場合には、他順位のお子さまを被保険者に変更できます。この場合は、死亡の日から1か月以内にお申し出ください。ただし、次の場合は、この変更のお取り扱いはできません。
 - ・すでに死亡給付金のご請求があったとき
 - ・ご契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

イ. 流産または死産などの場合のお取り扱い

- 流産または死産などによりお子さまがお生まれにならなかったときは、すでに払い込まれた保険料をご契約者に払いもどします。この場合、ご契約は消滅します。

ウ. お子さまがお生まれになったとき

- お子さまがお生まれになったときは、できるだけ早く当社の職員または三井生命お客様サービスセンターへご連絡ください。

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00～19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

Ⅲ. 保障内容について

1 無配当低解約返戻金型愛児進学保険

《主約款 → 67ページ》

被保険者が次の支払事由に該当されたとき、祝金・死亡給付金をお支払いします。

支払事由	給付の種類	支払額		受取人
保険期間中に下記の年齢に達した直後の2月1日に生存されているとき		基本保険金額に対して、次の割合を乗じた金額		ご契約者
		18歳満了の場合	22歳満了の場合	
		10%	10%	
		10%	10%	
満11歳10か月	入学祝金	10%	10%	
満14歳10か月	入学祝金	10%	10%	
満17歳10か月	入学祝金	—	30%	
保険期間中に死亡されたとき	死亡給付金	死亡給付金額 ^①		
保険期間満了時に生存されているとき	満期祝金	基本保険金額		

①死亡給付金額

無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款の別表1「死亡給付金」をご覧ください。

②所定の高度障害状態

無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款の別表3「対象となる高度障害状態」をご覧ください。

③不慮の事故

無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款の別表2「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

④所定の障害状態

無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款の別表4「対象となる障害状態」をご覧ください。

ア. 保険料のお払い込み免除

●保険料払込期間中にご契約者が次のいずれかに該当されたときは、その後の保険料のお払い込みは免除となります。

- ・死亡されたとき
- ・責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病により、保険料払込期間中に所定の高度障害状態^②になられたとき
- ・責任開始時以後に発生した不慮の事故^③を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に所定の障害状態^④になられたとき

2 指定代理請求特約

《特約条項 → 110ページ》

この特約を付加されますと、給付金等の受取人であるご契約者に自らご請求いただけない下記の例のような事情が生じた場合、指定代理請求人は、ご契約者の代理人として給付金等をご請求いただけます。

(例) ご契約者が自らご請求いただけない事情

- ・ご契約者が給付金等を請求する意思表示ができないと当社が認めたとき

ア. 対象となる給付金等

- 指定代理請求人よりご請求いただける給付金等は、次のとおりです。

〈1〉ご契約者が受取人となる次の祝金、給付金

◆ 満期祝金 ◆ 入学祝金 ◆ 死亡給付金

〈2〉保険料のお払い込み免除

- すえ置かれた祝金等のご請求の対象にはなりません。

イ. 指定代理請求人の範囲

- 指定代理請求人は、ご契約者が次の範囲の中から指定した方1名となります。また、指定代理請求人が給付金等をご請求いただく際にもこの範囲内であることが必要です。

- ◆ ご契約者の戸籍上の配偶者
- ◆ ご契約者の直系血族（子、孫、父母、祖父母など）
- ◆ ご契約者の兄弟姉妹
- ◆ ご契約者と同居または生計を一にしている3親等内の親族（おじ、おば、^{おい}甥、^{めい}姪など）

- ご契約者は、上記の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

ウ. 代理請求によるお支払い

- 給付金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複してご契約者等からその給付金等のご請求を受けてもお支払いできません。

ご 注 意

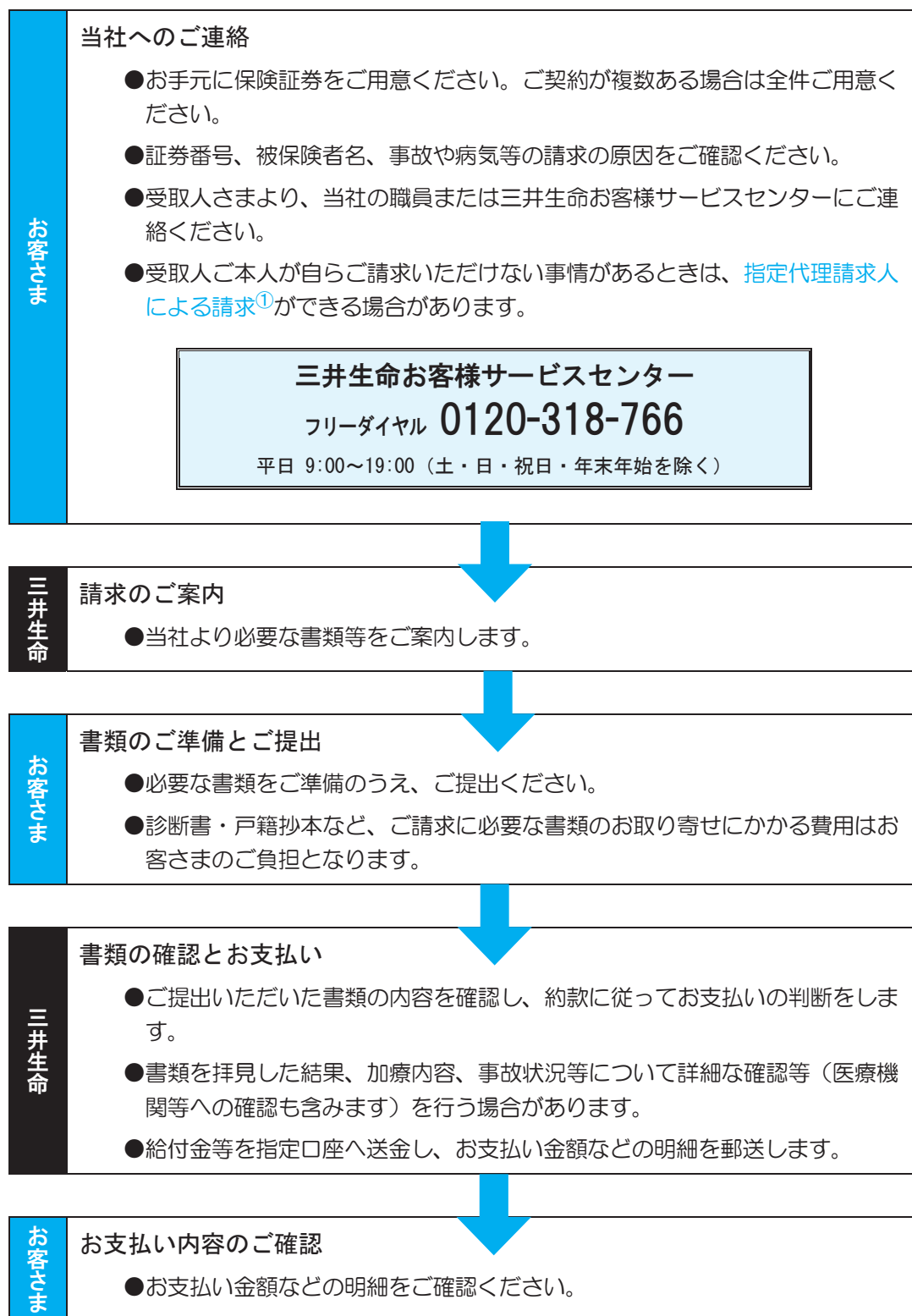
- 故意に給付金等の支払事由を生じさせた方、または故意に給付金等をご契約者が請求できない状態にさせた方は、指定代理請求人としてのお取り扱いを受けることはできません。
- 名義変更またはご契約者の死亡によりご契約者が変更された場合、この特約は消滅します。

IV. 給付金等のお支払いについて

①指定代理請求人による請求
「Ⅲ. 2 指定代理請求特約」をご覧ください。

1 給付金等の請求方法について

給付金等のご請求からお支払いまでには、以下のようなお手続きが必要になります。
なお、祝金につきましては、お支払い期日が近づきましたら当社より請求書類をご案内します。



給付金等のお支払い

2 祝金・死亡給付金等のお支払い期限について

①請求書類が当社に着いた日
完備された請求書類が当社に着いた日をいいます。

- 祝金・死亡給付金等のご請求があった場合、請求書類が当社に着いた日①の翌日からその日を含めて5営業日以内に祝金・死亡給付金等をお支払いします。ただし、祝金・死亡給付金等をお支払いするために以下の確認・照会・調査が必要な場合は、請求書類が当社に着いた日の翌日からその日を含めてそれぞれに定めるお支払い期限までに祝金・死亡給付金等をお支払いします。

	祝金・死亡給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
〈1〉	祝金・死亡給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・祝金・死亡給付金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・死亡給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・詐欺による取消、不法取得目的による無効、または重大事由による解除に該当する可能性がある場合	45日
〈2〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	60日
〈3〉	上記〈1〉の確認を行うために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ご契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合 ・災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	180日

ご 注 意

- 祝金・死亡給付金等をお支払いするための上記〈1〉～〈3〉の確認等にあたって、ご契約者・被保険者・代理人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときには、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は祝金・死亡給付金等をお支払いしません。

3 給付金などをお支払いできない場合について

給付金などの支払事由が生じて、次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

(a) 免責事由^①に該当した場合

- ・ 責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき
- ・ ご契約者の故意によるとき など

(b) 重大事由による解除の場合

- ・ 次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき
 - 〈1〉 ご契約者が、死亡給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - 〈2〉 ご契約者または被保険者が、保険料のお払い込み免除を目的として事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
 - 〈3〉 給付金等の請求に関し、ご契約者に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
 - 〈4〉 ご契約者または被保険者が、反社会的勢力^②に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^③があると認められるとき
 - 〈5〉 上記〈1〉から〈4〉のほか、当社のご契約者または被保険者に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記〈1〉から〈4〉と同等の重大な事由があるとき

(c) 告知義務違反による解除の場合

- ・ お申し込みの際に告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除されたとき

(d) ご契約の失効^④の場合

- ・ 保険料のお払い込みがないなどの理由により、ご契約が効力を失ったとき

(e) 詐欺による取消、不法取得目的による無効の場合

- ・ 詐欺によりご契約が取り消されたとき
- ・ 給付金等を不法に取得する目的によりご契約が無効とされたとき など

①免責事由

後述の「ア. 免責事由」をご覧ください。

②反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

③社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供・便宜の供与や反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

④失効

「Ⅴ. 2 保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について」をご覧ください。

ご 注 意

- 重大事由によりご契約を解除した場合で、前頁（b）の〈1〉から〈5〉に定める事由の発生時以後に給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が生じたときは、給付金等のお支払いまたは保険料のお払い込み免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていたときには、当社はその返還を請求し、また、すでに保険料のお払い込みを免除していたときには、その保険料のお払い込みがなかったものとして取り扱います。
- 告知義務違反によりご契約を解除した場合、給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生していても、これをお支払いまたは保険料のお払い込みを免除することはできません。
- 責任開始時（復活、復旧または契約者変更が行われたときはその責任開始時）前に生じた傷害・疾病を原因としてご契約者が責任開始時以後に所定の高度障害状態・障害状態に該当した場合などは、保険料のお払い込み免除をできないことがあります。ただし、次のような場合には、責任開始時に生じた傷害・疾病を責任開始時以後に生じたものとみなしてお取り扱いします。
 - ・ 責任開始時に生じたご契約者の傷害・疾病について、当社が告知等により知ったうえでご契約をお引き受けした場合
 - ・ 責任開始時に生じたご契約者の傷害・疾病について、ご契約者が責任開始時に医師の診療を受けられたこと等がなく、かつ、ご契約者が責任開始時に認識または自覚されていなかった場合
- 詐欺または不法取得目的により、ご契約が取消または無効とされた場合は、すでにお払い込みいただいた保険料を払いもどしません。

ア. 免責事由

給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が生じても、次の免責事由に該当した場合には、給付金のお支払いまたは保険料のお払い込み免除はできません。

給付の種類	免責事由
死亡給付金	次のいずれかによって、被保険者が死亡されたとき 〈1〉 責任開始の日からその日を含めて <u>3年以内</u> の被保険者の自殺 〈2〉 ご契約者の故意 〈3〉 戦争その他の変乱
保険料払込免除	次のいずれかによって、ご契約者が死亡されたとき 〈1〉 責任開始の日からその日を含めて <u>3年以内</u> のご契約者の自殺 〈2〉 被保険者の故意 〈3〉 戦争その他の変乱
	次のいずれかによって、ご契約者が所定の高度障害状態になられたとき 〈1〉 ご契約者の故意 〈2〉 ご契約者の自殺行為 〈3〉 ご契約者の犯罪行為 〈4〉 被保険者の故意 〈5〉 戦争その他の変乱
	次のいずれかによって、ご契約者が所定の障害状態になられたとき 〈1〉 ご契約者の故意または重大な過失 〈2〉 ご契約者の犯罪行為 〈3〉 ご契約者の精神障害を原因とする事故 〈4〉 ご契約者の泥酔の状態を原因とする事故 〈5〉 ご契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 〈6〉 ご契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 〈7〉 被保険者の故意または重大な過失 〈8〉 地震、噴火または津波 〈9〉 戦争その他の変乱

ご 注 意

- 精神病などによる被保険者の自殺については、死亡給付金をお支払いする場合があります。また、精神病などによるご契約者の自殺についても、保険料のお払い込みを免除する場合があります。詳しくは、当社へお問い合わせください。
- 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由または保険料払込免除の事由が生じた場合は、該当する被保険者の数またはご契約者の数によっては、死亡給付金の全額またはその一部をお支払いすることや保険料のお払い込みを免除することがあります。

4 〈参考〉保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例

(注) 保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。なお、記載以外に認められる事実関係等によってお取り扱いに違いが生じることがあります。

事例1 ご契約時に正しい告知をしていただけなかった場合 (告知義務違反による解除)



保険料のお払い込みを免除できる場合の例

- ご契約加入前のご契約者の「高血圧」での通院について、告知書で正しく告知のうえ加入され、ご加入1年後にご契約者が「高血圧」とは因果関係のない「胃ガン」で死亡された場合。

⇒ご契約にあたって告知義務違反がなく、保険料のお払い込みを免除します。



保険料のお払い込みを免除できない場合の例

- ご契約加入前のご契約者の「慢性C型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せず加入し、ご加入1年後にご契約者が「慢性C型肝炎」を原因とする「肝ガン」で死亡された場合。

⇒ご契約は告知義務違反による解除となり、保険料のお払い込みを免除できません。

解 説

- 上記例では、「保険料のお払い込み免除」について、保険料のお払い込みを免除できる場合、保険料のお払い込みを免除できない場合を例示しています。
- この保険にご加入いただく際には、その時の契約者・被保険者の健康状態について、書面（告知書）でお尋ねする事項を正確に告知していただく必要があります（告知義務）。
- 書面（告知書）でお尋ねする事項について、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なる内容を告知された場合（告知義務違反）には、ご契約の責任開始の日（復活、復旧または契約者変更が行われたときはその責任開始の日）から2年以内であれば、保険料のお払い込みが免除できなかったり、また、ご契約が解除となることがあります。なお、責任開始の日から2年を経過していても、責任開始の日から2年以内に保険料のお払い込み免除の事由が発生しているときは、同様に保険料のお払い込みが免除できなかったり、また、ご契約が解除となることがあります。
- 保険料のお払い込み免除の事由が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険料のお払い込みを免除します。

事例2 免責事由(約款であらかじめ定めたお支払いできない事由)に該当する場合

○ お支払いできる場合の例 ●被保険者が交通事故で死亡された場合	✕ お支払いできない場合の例 ●被保険者が契約者の故意によって死亡された場合。
--	---

解 説
●上記例では「死亡給付金」について、お支払いできる場合、お支払いできない場合を例示しています。 ●約款で給付金等をお支払いできない場合（免責事由）を定めておりますので、そのいずれかに該当する場合には、給付金等はお支払いできません。 ●代表的なお支払いできない事由は次のとおりです。 ・ご契約者の故意による場合（死亡給付金）

V. 保険料について

1 保険料のお払い込み方法について

ア. お払い込み方法

- 保険料のお払い込み方法（経路）は、口座振替扱になります。口座振替扱は、当社が提携している金融機関等でご契約者が指定した口座から、自動的にお払い込みいただく方法です。なお、振り替えられた保険料についての保険料領収証は、発行しません。
- 保険料のお払い込み方法（回数）には、次のような方法があります。

回数	内容
月払	毎月保険料をお払い込みいただく方法です。
半年払	半年に1回、半年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。
年払	年に1回、1年分の保険料をまとめてお払い込みいただく方法です。

イ. お払い込み方法の変更

- ご契約者は、当社所定の範囲内で、お払い込みの回数を変更することができます。
- お払い込み方法の変更を希望される場合、すみやかに、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターまでお申し出ください。

ご 注 意

- 保険料は払込期月中に、当社へお払い込みください。
- 保険料の口座振替ができなかったときには、その旨をご契約者に通知して、次のように取り扱います。
 - ・月払契約においては、翌月の振替日に翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - ・年払契約および半年払契約においては、振替日の翌月中の振替日に応ずる日に再度口座振替を行います。

2 保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について

①末日

猶予期間末日が非営業日の場合、翌営業日が猶予期間満了日となります。

②3年以内

条件付保険特約が付加されている場合等、ご契約の内容によっては、復活を請求することができる期間が短い場合があります。

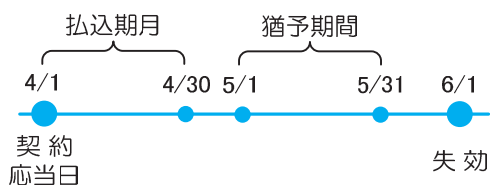
ア. 保険料払い込みの猶予期間と失効

- 払込期月中にご都合がつかない場合のために、以下の保険料払い込みの猶予期間を設けています。猶予期間内にお払い込みがない場合、猶予期間満了の日の翌日から、ご契約は効力を失い（失効）、給付金などのお支払いができなくなります。

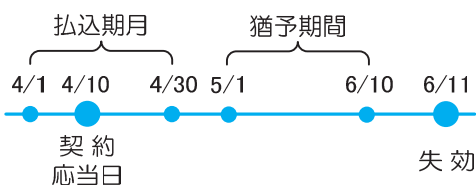
- 〈1〉 月払契約……………払込期月の翌月初日から末日^①までです。
- 〈2〉 年払・半年払契約……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。
- ・ 契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。

（例）

（月払）



（年・半年払）



イ. ご契約の復活

- ご契約が失効した場合でも、失効した日からその日を含めて3年以内^②であれば、当社の定める手続きをお取りいただいたうえで、ご契約の復活を請求することができます。この場合には、あらためて告知または診査をしていただきます。

3 まとまった資金のご活用について

①当社所定の利率

②当社所定の利息

巻末の「諸利率およびお取り扱いの範囲」(保険料を前納する場合の割引利率)(前納した保険料の積立利率)をご覧ください。

ア. 保険料の前納

- 将来の一定期間分の保険料を一括してお払い込みいただきますと、**当社所定の利率①**で保険料を割引きます。
- 前納された保険料は**当社所定の利息②**を付けて積み立てられ、払込期月ごとに保険料に充当されます。
- ご契約が途中で消滅(死亡・解約など)した場合、前納された保険料の残額(未経過保険料)があれば払いもどします(前納期間途中でのお申し出による未経過保険料の払いもどしはいたしません)。

4 保険料のお払い込みが困難になられたとき

保険料お払い込みのご都合がつかないときでも、次のような方法がありますので、ご契約をできるだけ有効にお続けください。

①当社の定める利率
巻末の「諸利率およびお取り扱いの範囲」（保険料の自動貸付の貸付利率）をご覧ください。

ア. 一時的に保険料のご都合がつかないとき

(a) 保険料の自動貸付（保険料のお立て替え）

- 保険料払い込みの猶予期間中に保険料のお払い込みがないときは、ご契約者からあらかじめ反対のお申し出がない限り、自動的に保険料を貸し付けます。

貸付金額の範囲	解約返戻金額の範囲内です。ただし、すでに保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額の範囲内とします。						
貸付日	保険料払い込みの猶予期間の満了日です。自動的に当社が保険料をお立て替えします。						
お利息	年8%以下の当社の定める利率^①により複利で計算します。 お利息は、次のとおり元金に繰り入れます。 年・半年払…保険料払い込みの猶予期間の満了日ごと 月 払…4月1日 利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利率の見直し日</th><th>新利率の適用日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1月の最初の営業日</td><td>4月1日</td></tr> <tr> <td>7月の最初の営業日</td><td>10月1日</td></tr> </tbody> </table> すでにお立て替えを行っているときは、新利率の適用日の直後に到来する月単位の貸付応当日の翌日から適用します。	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。						
ご契約の失効	保険料の自動貸付による貸付金およびご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までにご返済ください。ご返済いただかない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。						
精算について	祝金、払いもどし金等のお支払いの際、貸付元利金を差し引き精算します。						

イ. 途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき

(a) 払済保険への変更

- 保険料のお払い込みを中止し、解約返戻金額をもとにして、保険期間をそのままにした払済保険に変更します。
- 変更後の満期祝金額は、変更時の解約返戻金額によって定めます。ただし、保険料の自動貸付または契約者貸付が行われているときは、その貸付元利金を解約返戻金額から差し引いた額によって定めます。
- 変更後に被保険者が死亡されたときは、払済保険の経過した年月数に応じて計算した金額をお支払いします。
- 変更後は満期祝金以外の祝金のお支払いおよび保険料のお払い込み免除はなくなります。

ウ. 保険料のご負担を軽くしたいとき

(a) 基本保険金額の減額

- 保険料は少なくなりますが、それに比例して基本保険金額も少なくなります。

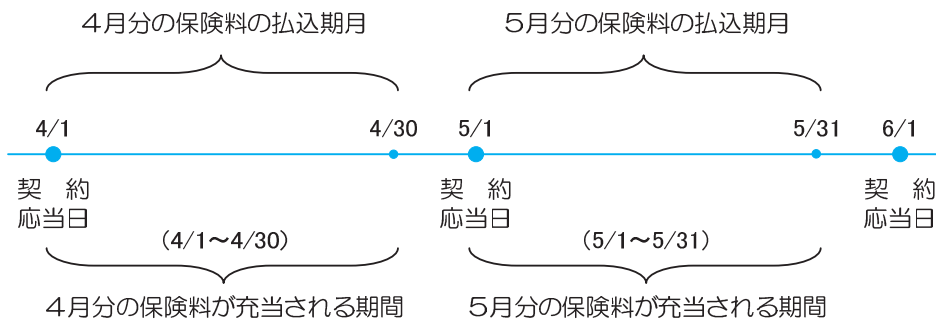
ご 注 意

- 貸付元利金をご返済いただかない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的なご返済をおすすめします。
- 保険料の自動貸付をご希望にならない場合には、前もって書面で当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにお申し出ください。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。
- 基本保険金額が 120万円未満となる減額は、お取り扱いできません。
- 「延長保険」への変更の制度はありません。

5 死亡給付金支払などの際の保険料の精算について

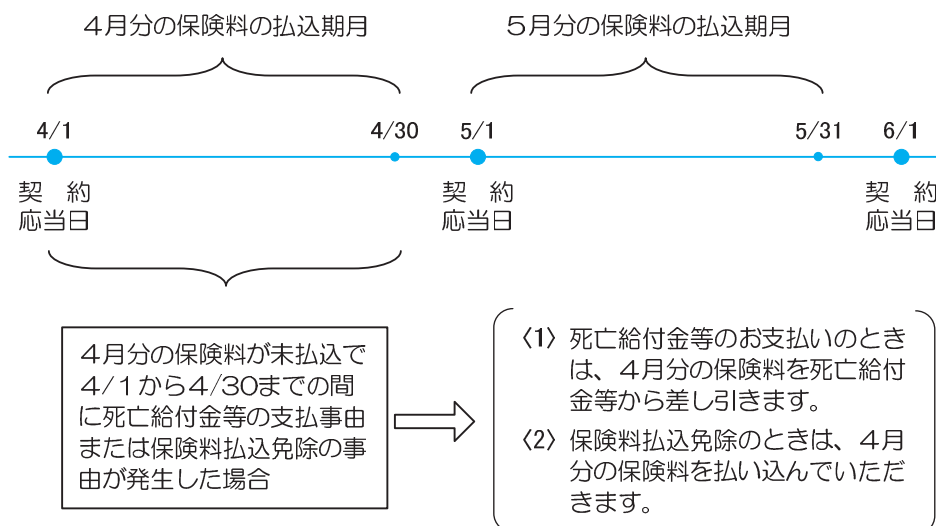
- 払込期月中にお払い込みいただく保険料は、払込期月に含まれる契約応当日から次の払込期月に含まれる契約応当日の前日までの期間の保険料に充当され、払込期月に含まれる契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

（例）月払契約の場合



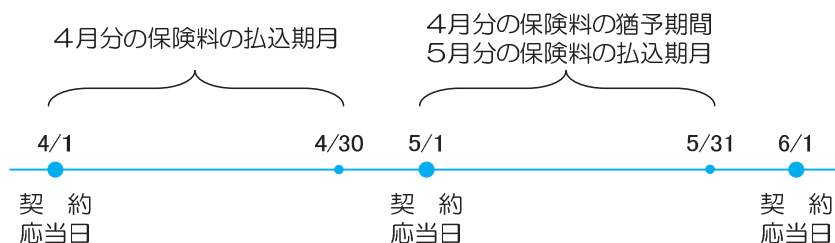
- 死亡給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、死亡給付金等のお支払いのときにその未払込保険料を死亡給付金等から差し引き、保険料払込免除のときはその未払込保険料を払い込んでいただきます。

（例）月払契約の場合



- 月払契約で猶予期間中の契約応当日以降その月の末日までに、死亡給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合は、死亡給付金等のお支払いのときにその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を死亡給付金等から差し引き、保険料払込免除のときはその猶予期間中の未払込保険料および払込期月の保険料を払い込んでいただきます。

(例)



4月分・5月分の保険料が未払込で5/1から5/31までの間に死亡給付金等の支払事由または保険料払込免除の事由が発生した場合



- 〈1〉 死亡給付金等のお支払いのときは、4月分および5月分の保険料を死亡給付金等から差し引きします。
- 〈2〉 保険料払込免除のときは、4月分および5月分の保険料を払い込んでいただきます。

6 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて

保険料のお払い込み方法（回数）が年払または半年払のご契約の場合で、保険料をお払い込みいただいた後、その保険料期間の途中で**ご契約が消滅したとき**^①または保険料のお払い込みが免除されたときには、以下の払いもどしがあります。

①ご契約が消滅したとき
ご契約の減額等を含みます。

②すでに払い込まれた保険料
減額により保険料の一部のお払い込みが不要となった場合は、そのお払い込みが不要となった部分に限ります。

ア. ご契約が消滅した場合

- すでに払い込まれた保険料^②のうち、ご契約が消滅した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額（未経過期間に対応する保険料相当額）を払いもどします。

イ. 保険料のお払い込みが免除された場合

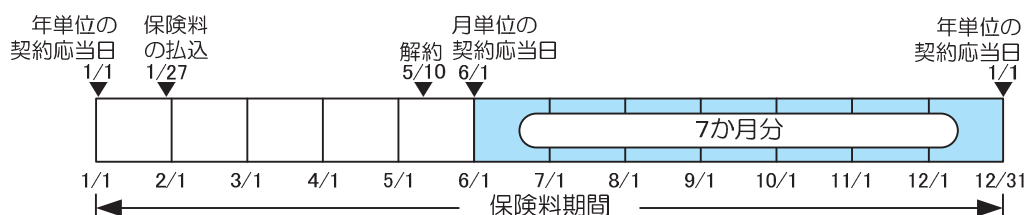
- お払い込みいただいた保険料のうち、保険料払込免除の事由に該当した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日から保険料払込免除の事由に該当した日を含む保険料期間の末日までの期間に対応する保険料相当額を払いもどします。
- 保険料のお払い込みが免除された後にご契約が消滅した場合は、ご契約の消滅の際、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

ウ. 払いもどしの例

（前提）

- ・年単位の契約応当日：1月1日、月単位の契約応当日：毎月1日
- ・年払契約
- ・1月27日に年払で保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合

- ご契約が消滅した日はご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日、ご契約が消滅した日を含む保険料期間の末日は12月31日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を払いもどします。



ご 注 意

- 次のときは、未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
 - ・ 保険料のお払い込み方法（回数）が月払のご契約であるとき
 - ・ 保険期間と保険料払込期間が異なるご契約の場合で、保険料払込期間満了後にご契約が消滅したとき
 - ・ 詐欺による取消または不法取得目的による無効によりご契約が消滅したとき

①解約返戻金額
特別保険料額収法が適用されている場合、特別の保険料に対する解約返戻金額を含みます。

②当社の定める利率
巻末の「諸利率およびお取り扱いの範囲」（契約者貸付の貸付利率）をご覧ください。

VI. ご契約後について

1 ご契約者貸付について

一時的にお金が入用なときは、ご契約者に対する貸付の制度をご利用いただけます。

貸付金額の範囲	解約返戻金額 ^① の80%の範囲内です。 ただし、すでに保険料の自動貸付による貸付金またはご契約者に対する貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額の範囲内とします。						
お利息	当社の定める利率 ^② により複利で計算します。 利率は、次のとおり毎年2回見直しを行い、直前の利率見直し後の金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には変更することがあります。 <table><tr><th>利率の見直し日</th><th>新利率の適用日</th></tr><tr><td>1月の最初の営業日</td><td>4月1日</td></tr><tr><td>7月の最初の営業日</td><td>10月1日</td></tr></table>	利率の見直し日	新利率の適用日	1月の最初の営業日	4月1日	7月の最初の営業日	10月1日
利率の見直し日	新利率の適用日						
1月の最初の営業日	4月1日						
7月の最初の営業日	10月1日						
返済方法	全額返済のほか、分割返済もお取り扱いします。						
ご契約の失効	保険料の自動貸付による貸付金およびご契約者に対する貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えると見込まれるときは、その旨を事前にご契約者に通知しますので、ご案内の金額を指定の期日までに返済ください。返済いただかない場合には、この期日の翌日から、ご契約は失効します。						
精算について	祝金、払いもどし金等のお支払いの際、貸付元利金を差し引き精算します。						

ご 注 意

- 貸付元利金をご返済いただかない場合、お利息によって将来の返済額は大きくなります。また、ご契約が失効することもありますので、計画的な返済をおすすめします。
- 貸付利率の見直し方式については、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

2 解約と解約返戻金について

ア. 解約のお取り扱い

- ご契約者はいつでも将来に向かってご契約を解約することができますが、以後の保障はなくなります。
- ご契約を解約される場合には、契約者ご本人が当社の職員または三井生命お客様サービスセンターまでお申し出ください。

イ. 解約返戻金

(a) 解約返戻金の特徴

- 生命保険では、お払い込みいただいた保険料を預貯金のようにそのまま積み立てるのではなく、その一部は毎年の死亡給付金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が、解約の際に払いもどされます。したがって、解約返戻金額は、多くの場合、お払い込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 特にご契約後しばらくの間は、保険料の大部分が死亡給付金等のお支払いや、販売、診査、証券作成などの経費にあてられますので、解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約返戻金額は、保険の種類、契約年齢、保険期間、性別、経過年数などによって異なります。

(b) この保険の解約返戻金

- この保険を解約された場合の解約返戻金額は、お払い込みいただいた保険料にくらべて少額となります（下記の「数表」をご参照ください）。

スター誕生（ご契約例）

- ・ご契約者30歳（男性） ・被保険者0歳 ・保険期間22歳満了（全期払）
- ・口座振替毎月払 ・基本保険金額 200万円

	経過年数 (年)	解約返戻金額 (円)	払込保険料累計額 (円)
11 歳 10 か 月 入 学 祝 金 支 払 事 由 発 生 前	10	901,400	1,359,600
	11	1,453,600	1,495,560
	12	1,591,600	1,631,520
	13	1,728,800	1,767,480
11 歳 10 か 月 入 学 祝 金 支 払 事 由 発 生 後 14 歳 10 か 月 入 学 祝 金 支 払 事 由 発 生 前	12	1,391,600	1,631,520
	13	1,528,800	1,767,480
	14	1,668,000	1,903,440
	15	1,809,000	2,039,400
	16	1,949,200	2,175,360
14 歳 10 か 月 入 学 祝 金 支 払 事 由 発 生 後 17 歳 10 か 月 入 学 祝 金 支 払 事 由 発 生 前	15	1,609,000	2,039,400
	16	1,749,200	2,175,360
	17	1,891,200	2,311,320
	18	2,035,600	2,447,280
	19	2,173,400	2,583,240
17 歳 10 か 月 入 学 祝 金 支 払 事 由 発 生 後	18	1,435,600	2,447,280
	19	1,573,400	2,583,240
	20	1,713,200	2,719,200
	21	1,855,400	2,855,160
	22	2,000,000	2,991,120

- この保険は、ご契約日から被保険者の年齢が10歳となる年単位の契約応当日の前日までの期間、解約返戻金の水準を低く設定しています。この期間を低解約返戻金期間といい、その期間中は解約返戻金を抑制するしくみで保険料を計算しています。
- 低解約返戻金期間中の解約返戻金額は、抑制しない場合の金額に対し、低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。
- 低解約返戻金期間中に保険料の自動貸付、契約者貸付をご利用になる場合の貸付金額の範囲の基準となる解約返戻金額についても同じ計算方法となります。

- 低解約返戻金期間および低解約返戻金割合は変更することができません。
- 低解約返戻金期間の判定は、解約等の時期にかかわらず、当社が**保険料を受け取った年月数^①**を基準として行います。
- 特別保険料領収法が適用されたご契約をお引き受けする場合、主契約の特別の保険料に対する解約返戻金があれば加算してお支払いします。
- 当社所定の書類をご提出いただいたうえで、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

①保険料を受け取った年月数

保険料期間の途中でご契約が解約されたことにより、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。
詳細は、「V. 6 ご契約の消滅または保険料払込免除時の保険料のお取り扱いについて」をご覧ください。

ウ. 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

3 被保険者によるご契約者への解約の請求について

●次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- 〈1〉ご契約者が、当社に保険給付を行わせることを目的として死亡給付金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- 〈2〉ご契約者が、ご契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- 〈3〉上記〈1〉〈2〉のほか、被保険者のご契約者に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- 〈4〉ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

4 祝金・死亡給付金の受取人の変更について

●祝金・死亡給付金の受取人はご契約者となり、変更することはできません。

5 住所等の変更に伴う諸手続きについて

次のような場合やご契約に関するお問い合わせやご相談がございましたら、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご連絡ください。

また、三井生命ホームページでもご住所の変更、保険料振替口座の変更などのお手続きを承っております。

- ◆ ご契約者を変更するとき……………被保険者の同意および当社の承諾が必要です。
- ◆ ご住所を変更されたとき
- ◆ 改姓、改名されたとき
- ◆ 保険証券を紛失されたとき

- ご契約に関するご照会やご通知の際には、保険証券の証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご契約年月日および住所、郵便番号を必ずお知らせください。

当社は、みなさまのご意向を会社の経営に反映するよう努めております。
当社の経営などについて、ご意見やお気づきの点がございましたら、文書にて本社総務グループ宛お寄せください。

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00～19:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

三井生命ホームページ

<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

6 お手続きに必要な書類について

祝金・死亡給付金などのご請求や、名義変更等の諸手続きに必要な書類は、主約款および特約の別表「請求書類」に記載しております。

ただし、記載以外の書類のご提出を求めたり、または記載書類の一部省略のお取り扱いをすることがありますので、諸手続きが必要な場合には、当社の職員または三井生命お客様サービスセンターにご相談ください。

7 生命保険と税金について

本項では、2014年10月現在の税制に基づく税務のお取り扱いを記載しています。
今後、税制の変更に伴い、お取り扱いが変わる場合があります。

ア. 一般生命保険料控除

生命保険料控除制度は、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除からなる制度で、1年間にお払い込みいただいた保険料の一定額が、所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金が軽減されます。
この保険は、一般生命保険料控除の対象となります。

(a) 一般生命保険料控除の対象となるご契約

- 納税する人が保険料を支払い、保険金等の受取人がご本人あるいは配偶者またはその他の親族であるご契約です。

(b) 一般生命保険料控除の対象となる保険料

- 1月から12月までにお払い込みいただいた保険料です。
- 上記の保険料について「生命保険料控除証明書」を発行しますので、申告のときまで大切に保管してください。

(c) 控除額の計算方法

〈1〉所得税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円を超え 40,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え 80,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一 律 40,000円

- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて120,000円が控除額の限度となります。

〈2〉住民税の対象となる所得から控除される金額

控除の対象となる保険料	控除額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円を超え 32,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え 56,000円以下のとき	$(\text{控除の対象となる保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一 律 28,000円

- ・一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除をあわせて70,000円が控除額の限度となります。

イ. 祝金・死亡給付金などの税法上のお取り扱い

(a) 祝金・死亡給付金等の税法上のお取り扱いについて

- 祝金・死亡給付金等に対する税金は、次のとおりとなります。

〈1〉ご契約者が生存されているとき

給付内容	税の種類
祝 金	所得税（一時所得） 住民税
死亡給付金	

〈2〉ご契約者が死亡されているとき

給付内容	税の種類
祝 金	・受給権取得時 相続開始時点の解約返戻金の額に対して相続税が課税されます。 ・受け取り時 所得税（一時所得）・住民税

ご 注 意

- ご契約者が死亡された場合、被保険者がご契約者の権利および義務のすべてを承継し、ご契約は、保険料のお払い込み免除となって継続します。この場合、祝金は被保険者にお支払いし、被保険者が受け取られる時に所得税（一時所得）および住民税が課税されます。

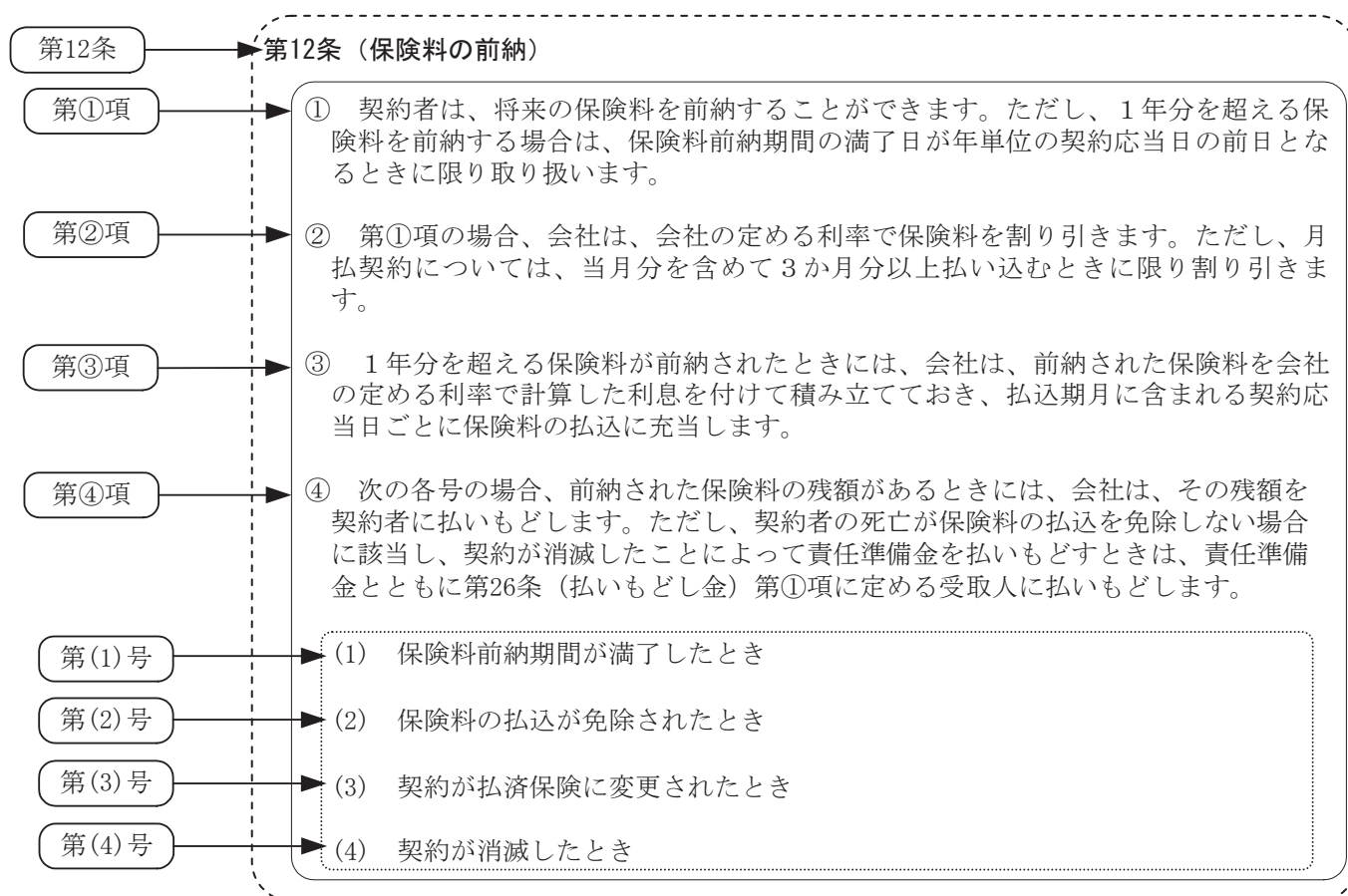
[illegible]

約 款

「約款」は、ご契約についてのとりきめを記載したものです。

- 約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

（例）無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款 第12条（保険料の前納）の規定の場合



無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款目次

この保険の主な内容

第1編 用語の意義

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

第2編 この保険契約の給付および請求手続

2. 祝金、死亡給付金の支払

第2条 祝金、死亡給付金の支払

第3条 入学祝金のすえ置き支払

3. 保険料の払込免除

第4条 保険料の払込免除

4. 請求手続

第5条 通知義務

第6条 祝金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所

第7条 保険料払込免除の請求手続等

第3編 この契約の取扱

5. 会社の責任開始時

第8条 会社の責任開始時

6. 保険料の払込

第9条 保険料の払込

第10条 未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし

第11条 保険料の払込方法（経路）の選択

第12条 保険料の前納

第13条 猶予期間および契約の失効

第14条 猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱

第15条 保険料の自動貸付

第16条 保険料の自動貸付の取消

7. 契約の復活

第17条 契約の復活

8. 契約の取消、無効、解除および解約

第18条 詐欺による取消

第19条 不法取得目的による無効

第20条 告知義務

第21条 告知義務違反による解除

第22条 契約を解除できない場合

第23条 重大事由による解除

第24条 解約

第25条 債権者等による解約

9. 払いもどし金

第26条 払いもどし金

10. 契約内容の変更・契約者の変更等

第27条 基本保険金額の減額

第28条 払済保険への変更

第29条 復旧

第30条 保険期間または保険料払込期間の変更

第31条 保険料払込方法の変更

第32条 契約者の変更

第33条 祝金および死亡給付金の受取人の変更

第34条 契約者の死亡による契約の承継

第35条 契約者の住所の変更

11. 契約者に対する貸付

第36条 契約者に対する貸付

12. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第37条 年齢の計算

第38条 年齢または性別の誤りの処理

13. 契約者配当金

第39条 契約者配当金

14. 保険の種類の転換

第40条 保険の種類の転換

15. その他

第41条 時効

第42条 管轄裁判所

16. 出生前加入特則

第43条 出生前加入の特例

第44条 被保険者となるもの

第45条 出生の通知

第46条 胎児の死亡による契約の無効

第47条 胎児の出生前に契約者が死亡した場合

第48条 多胎の場合

第49条 年齢の計算の特例

別表1 死亡給付金

別表2 対象となる不慮の事故

別表3 対象となる高度障害状態

別表4 対象となる障害状態

別表5 請求書類

無配当低解約返戻金型愛児進学保険普通保険約款

(この保険の主な内容)

この保険は、次の各号に定める場合において、所定の給付を行うことを主な内容とします。

- (1) 被保険者が所定の年齢に達した直後の2月1日に生存しているときまたは保険期間満了時に生存しているとき
- (2) 被保険者が保険期間中に死亡したとき

第1編 用語の意義

1. 用語の意義

第1条 (用語の意義)

この普通保険約款において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義								
(1) 契約	保険契約のことをいいます。								
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。								
(3) 責任開始時	契約の締結、復活、復旧または契約者変更にあたって、会社の契約上の責任が開始する時をいい、復活、復旧または契約者変更が行われた契約においては、次の(ア)から(ウ)に定める時とします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 復活が行われたとき</td><td>最終の復活の際の責任開始時</td></tr> <tr> <td>(イ) 復旧が行われたとき</td><td>最終の復旧の際の責任開始時</td></tr> <tr> <td>(ウ) 契約者変更が行われたとき</td><td>最終の契約者変更の際の責任開始時</td></tr> </tbody> </table>	項目	内容	(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時	(イ) 復旧が行われたとき	最終の復旧の際の責任開始時	(ウ) 契約者変更が行われたとき	最終の契約者変更の際の責任開始時
項目	内容								
(ア) 復活が行われたとき	最終の復活の際の責任開始時								
(イ) 復旧が行われたとき	最終の復旧の際の責任開始時								
(ウ) 契約者変更が行われたとき	最終の契約者変更の際の責任開始時								
(4) 責任開始の日	責任開始時を含む日のことをいいます。								
(5) 契約日	第8条（会社の責任開始時）第①項により会社の責任が開始する日のことをいい、契約における年齢および期間等の基準となる日となります。								
(6) 契約応当日	契約日後にむかえる契約日に対応する日（契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日）のことをいいます。 また、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。								
(7) 月払契約	保険料の払込方法（回数）が月払の契約のことをいいます。								
(8) 半年払契約	保険料の払込方法（回数）が半年払の契約のことをいいます。								
(9) 年払契約	保険料の払込方法（回数）が年払の契約のことをいいます。								

用語	意義	
(10) 保険料期間	保険料の払込方法（回数）に応じ、次の(ア)から(ウ)に定める期間のことをいいます。	
	保険料の払込方法 (回数)	期間
	(ア) 月払契約の場合	契約日または月単位の契約応当日から月単位の翌契約応当日の前日まで
	(イ) 半年払契約の場合	契約日または半年単位の契約応当日から半年単位の翌契約応当日の前日まで
	(ウ) 年払契約の場合	契約日または年単位の契約応当日から年単位の翌契約応当日の前日まで
(11) 保険年度	契約日または年単位の契約応当日から始まる1年間をいい、契約日から直後の年単位の契約応当日の前日までを第1保険年度とし、以後、年単位の契約応当日ごとに1年を加えて計算します。	
(12) 低解約返戻金期間	解約返戻金の水準を低く設定している期間のことをいい、その期間は、契約日から被保険者の年齢が10歳となる年単位の契約応当日の前日までとします。	
(13) 低解約返戻金割合	低解約返戻金期間中の解約返戻金の支払割合をいい、解約返戻金を抑制しない場合の金額の70%とします。	

第2編 この保険契約の給付および請求手続

2. 祝金、死亡給付金の支払

第2条（祝金、死亡給付金の支払）

① 会社は、この契約の祝金および死亡給付金を、次の各号に定めるとおり支払います。

名称	支 払 事 由 (祝金を支払う場合)	支 払 金 額	受取人
(1) 祝 金	被保険者が次の満年齢に達した日の直後の2月1日に生存しているとき	基本保険金額* に次の割合を乗じて得た金額	契 約 者
		18歳満了の場合* 22歳満了の場合*	
	11歳10か月	10%	
	14歳10か月	10%	
	17歳10か月	— 30%	
	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき 満期祝金	基本保険金額	

名称	支 払 事 由 (死亡給付金を支払う場合)	支払金額	受取人	免 責 事 由 (死亡給付金を支払わない場合)
(2) 死 亡 給 付 金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	別表1の金額	契 約 者	被保険者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日（復活または復旧が行われた場合には、最終の復活または復旧の際の責任開始の日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (イ) 契約者の故意 (ウ) 戦争その他の変乱

* 18歳満了の場合 保険期間の満了日を、被保険者の年齢（年齢の計算（第37条）の規定によります。）が18歳となる年単位の契約応当日の前日とする場合をいいます。

* 22歳満了の場合 保険期間の満了日を、被保険者の年齢（年齢の計算（第37条）の規定によります。）が22歳となる年単位の契約応当日の前日とする場合をいいます。

* 基本保険金額 祝金の支払金額の計算の基準となる金額をいいます。減額があったときは、減額後の金額をいいます。

② 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合でも、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、その程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

③ 被保険者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときには、会社は、

死亡給付金を支払います。

第3条（入学祝金のすえ置き支払）

- ① 入学祝金は、支払事由が生じた日から自動的にすえ置くものとします。
- ② 本条により入学祝金をすえ置いたときには、会社は、その旨を契約者に通知します。
- ③ 会社は、すえ置かれた入学祝金に、会社の定める利率の複利で計算した利息を付けます。
- ④ 会社は、すえ置かれた入学祝金を、契約者から請求があったときまたは契約が消滅したときに契約者に支払います。ただし、契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当し、契約が消滅したことによって責任準備金を払いもどすときには、責任準備金とともに第26条（払いもどし金）第①項に定める受取人に支払います。

3. 保険料の払込免除

第4条（保険料の払込免除）

- ① この契約の保険料の払込免除は、次の各号に定めるとおりです。

名称	保険料払込免除の事由	免除の範囲	保険料の払込を免除しない場合
保 険 料 の 払 込 免 除	(1) 契約者が保険期間中に死亡したとき	払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料	契約者が次のいずれかによって死亡したとき (ア) 責任開始の日からその日を含めて3年以内の契約者の自殺 (イ) 被保険者の故意 (ウ) 戦争その他の変乱
	(2) 契約者が責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因として保険料払込期間中に高度障害状態* になったとき		契約者が次のいずれかによって高度障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または自殺行為 (イ) 被保険者の故意 (ウ) 契約者の犯罪行為 (エ) 戦争その他の変乱
	(3) 契約者が責任開始時以後に発生した不慮の事故* による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に障害状態* になったとき		契約者が次のいずれかによって障害状態になったとき (ア) 契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 契約者の犯罪行為 (エ) 契約者の精神障害を原因とする事故 (オ) 契約者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 契約者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (キ) 契約者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱

* 高度障害状態 別表3の身体障害の状態をいいます。

* 不慮の事故 別表2に定める事故をいいます。

* 障害状態 別表4の身体障害の状態をいいます。

② 第①項の保険料払込免除の事由には、それぞれ次の各号に定める場合を含みます。

保険料払込免除の事由	内容
(1) 第①項第(2)号の保険料払込免除の事由	責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した傷害または発病した疾病（責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって高度障害状態になった場合
(2) 第①項第(3)号の保険料払込免除の事由	責任開始時前にすでに生じていた身体障害の状態に責任開始時以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因とする身体障害の状態が新たに加わって障害状態になった場合

③ 契約者が、責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として責任開始時以後に高度障害状態または障害状態になった場合でも、次の各号のいずれかに該当したときには、その傷害またはその疾病を責任開始時以後に発生または発病したものとみなして、第①項第(2)号または第(3)号の規定を適用します。

- (1) 契約の締結、復活、復旧または契約者変更の際、会社が告知等により知っていたその傷害またはその疾病に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、契約者が事実の一部のみを告知したことにより、会社がその傷害またはその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害またはその疾病について、契約者が責任開始時前に医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがない場合。ただし、その傷害またはその疾病による症状について、契約者が責任開始時前に認識または自覚していた場合を除きます。
- ④ 年払契約または半年払契約の場合で、保険料の払込が免除されたときには、会社は、保険料払込免除の事由に該当した時を含む保険料期間のうち保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額を契約者に払いもどします。なお、月払契約の場合には、保険料払込免除の事由に該当した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑤ 保険料の払込が免除されたときは、以後第9条（保険料の払込）第②項に定める払込期月に含まれる契約応当日ごとに所定の保険料が払い込まれたものとして取り扱います。なお、この場合、契約が消滅（一部の消滅を含みます。）した後の期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。
- ⑥ 保険料の払込が免除された後は、次の各号の規定は適用しません。
- (1) 基本保険金額の減額（第27条）
 - (2) 払済保険への変更（第28条）
 - (3) 保険料払込方法の変更（第31条）
 - (4) 契約者の変更（第32条）
- ⑦ 保険料の払込が免除された後の払いもどし金（第26条）は、契約の経過した年月数によって計算します。
- ⑧ 契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当したときには、契約は、契約者が死亡した時にさかのぼって消滅したものとみなします。この場合でも、被保険者は、会社から保険料の払込が免除されない旨の通知を受けた日から1か月以内ならば、契約者の変更（第32条）の規定によって、新たに契約者を定めることによって契約を継続させることができます。ただし、被保険者が故意に契約者を死亡させたときは、この取扱をしません。
- ⑨ 契約者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって死亡または高度障害状態も

しくは障害状態になった場合でも、それらの事由によって死亡または高度障害状態もしくは障害状態になった契約者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと会社が認めたときには、会社は、保険料の払込を免除することがあります。

- ⑩ 契約者の生死が明らかでない場合でも、会社が死亡したものと認めたときは、保険料の払込を免除します。

4. 請求手続

第5条（通知義務）

契約者は、死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が生じたことを知ったときには、ただちに会社に通知してください。

第6条（祝金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）

- ① 契約者は、満期祝金または死亡給付金の支払事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、満期祝金または死亡給付金を請求してください。
- ② 契約者は、入学祝金の請求をするときには、必要書類（別表5）を提出してください。
- ③ 会社は、祝金または死亡給付金を、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- ④ 祝金または死亡給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、契約の締結時から祝金または死亡給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときには、会社は、それぞれに定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合、第③項の規定にかかわらず、祝金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 祝金または死亡給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	祝金または死亡給付金の支払事由に該当する事実の有無
(2) 死亡給付金の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡給付金の支払事由が発生した原因
(3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合	会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4) 詐欺による取消（第18条）、不法取得目的による無効（第19条）または重大事由による解除（第23条）に該当する可能性がある場合	次の(ア)から(エ)に定める事項 (ア) 第(2)号および第(3)号に定める事項 (イ) 契約者もしくは被保険者の契約締結の目的または祝金請求の意図に関する契約の締結時から祝金請求時までにおける事実 (ロ) 契約者もしくは被保険者の契約締結の目的または死亡給付金請求の意図に関する契約の締結時から死亡給付金請求時までにおける事実 (エ) 第23条（重大事由による解除）第①項第(4)号(ア)から(エ)に該当する事実の有無

- ⑤ 第④項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第③項および第④項の規定にかかわらず、祝金または死亡給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に着いた日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数（各号のうち複数の該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

項目	日数
(1) 第④項第(1)号から第(4)号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	60日
(2) 第④項第(2)号から第(4)号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日
(3) 第④項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(4) 第④項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関し、契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第④項第(1)号、第(2)号または第(4)号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 第④項第(1)号から第(4)号に定める事項についての日本国外における調査	180日
(6) 第④項第(1)号から第(4)号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	180日

- ⑥ 第④項および第⑤項の確認を行う場合、会社は、祝金または死亡給付金を請求した者に通知します。
- ⑦ 第④項および第⑤項に掲げる必要な事項の確認にあたって、契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）には、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は祝金または死亡給付金を支払いません。

第7条（保険料払込免除の請求手続等）

- ① 契約者は、保険料払込免除の事由が生じたときには、すみやかに必要書類（別表5）を提出して、保険料払込免除を請求してください。
- ② 保険料払込免除にあたっての期限、確認が必要な場合および確認事項については、第6条（祝金または死亡給付金の請求手続、支払の期限および支払の場所）第③項から第⑦項の規定を準用します。

第3編 この契約の取扱

5. 会社の責任開始時

第8条（会社の責任開始時）

- ① 会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料に相当する金額を受け取った後に契約の申込を承諾した場合	第1回保険料に相当する金額を受け取った時（契約者および被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ② 保険期間および保険料払込期間は、契約日からその日を含めて計算します。
- ③ 会社が契約の申込を承諾したときには、契約者に対し、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。
- (1) 会社名
 - (2) 契約者の氏名および契約時の年齢
 - (3) 被保険者の氏名、契約時の年齢および生年月日
 - (4) この契約の祝金の受取人および死亡給付金の受取人の氏名その他の祝金の受取人および死亡給付金の受取人を特定するために必要な事項
 - (5) この契約およびこの契約に付加された特約の名称
 - (6) 保険期間
 - (7) この契約の基本保険金額およびこの契約に付加された特約の特約給付金額、入院給付金額等
 - (8) この契約およびこの契約に付加された特約の合計保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日

6. 保険料の払込

第9条（保険料の払込）

- ① 契約者は、第2回以後の保険料を、保険料払込期間中、毎回保険料の払込方法（経路）にしたがい、払込期月中に払い込んでください。
- ② 第①項の払込期月は、保険料の払込方法（回数）に応じ、次の各号に定めるとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月
(1) 月払契約の場合	月単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(2) 半年払契約の場合	半年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで
(3) 年払契約の場合	年単位の契約応当日を含む月の初日から末日まで

- ③ 月払契約、半年払契約または年払契約それぞれの払込期月に含まれる契約応当日を「払込期月に含まれる契約応当日」とします。
- ④ 保険料がその払込期月に含まれる契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次の各号のいずれかに該当したときには、会社は、その払い込まれた保険料を契約者に払

いもどします。ただし、契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当し、契約が消滅したことによって責任準備金を払いもどすときは、責任準備金とともに第26条（払いもどし金）第①項に定める受取人に払いもどします。

- (1) 保険料の払込が免除されたとき
- (2) 契約が払済保険に変更されたとき
- (3) 契約が消滅したとき
- ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日までに祝金または死亡給付金の支払事由が生じたときには、会社は、その払込期月の保険料を支払うべき祝金または死亡給付金から差し引きます。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべきその払込期月の保険料を下回るときには、契約者は、その払込期月の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれないときには、契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、祝金または死亡給付金を支払いません。
- ⑥ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月に含まれる契約応当日以後その月の末日までに保険料払込免除の事由が生じたときには、契約者は、その払込期月の保険料を払い込んでください。この保険料が払い込まれないときには、契約はその猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）

契約が保険料期間の途中で消滅（一部の消滅を含みます。以下本条において同じとします。）した場合で、消滅時を含む保険料期間に対応する保険料が払い込まれているときには、会社は、保険料の払込方法（回数）に応じ、次の各号に定めるとおり取り扱います。

保険料の払込方法（回数）	内容
(1) 年払契約または半年払契約の場合	消滅時を含む保険料期間のうち契約が消滅した後の期間に対応する保険料相当額として会社の定める方法により計算した金額（以下「未経過期間に対応する保険料相当額」といいます。）を契約者に払いもどします。 ただし、詐欺による取消（第18条）または不法取得目的による無効（第19条）に該当する場合は、未経過期間に対応する保険料相当額を払いもどしません。
(2) 月払契約の場合	未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどしはありません。

第11条（保険料の払込方法（経路）の選択）

- ① 契約者は、次の各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
 - (1) 口座振替払込
会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法をいいます。
 - (2) 団体扱払込
所属団体を通じ払い込む方法をいいます。この方法は、所属団体と会社との間に団体特別取扱契約が締結されている場合に限り取り扱います。
 - (3) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (4) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 - (5) 集金人払込
会社の派遣した集金人に払い込む方法をいいます。ただし、契約者の指定した集金先が会社の定めた地域内にある場合に限り、この方法を取り扱います。
- ② 保険料の払込方法が口座振替払込、団体扱払込または集金人払込のいずれかである契約において、その契約がその払込方法の取扱の範囲または条件に該当しなくなったときには、契約者は、その保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、契約者が保険

料の払込方法の変更を行うまでの間の保険料については、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

- ③ 第①項第(5)号の場合において、払込期月中に保険料の払込がないときには、契約者は、その保険料については猶予期間中に会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ契約者から保険料払込の用意の申出があったときには、会社は、猶予期間中でも集金人を派遣します。

第12条（保険料の前納）

- ① 契約者は、将来の保険料を前納することができます。ただし、1年分を超える保険料を前納する場合は、保険料前納期間の満了日が年単位の契約応当日の前日となるときに限り取り扱います。
- ② 第①項の場合、会社は、会社の定める利率で保険料を割り引きます。ただし、月払契約については、当月分を含めて3か月分以上払い込むときに限り割り引きます。
- ③ 1年分を超える保険料が前納されたときには、会社は、前納された保険料を会社の定める利率で計算した利息を付けて積み立てておき、払込期月に含まれる契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- ④ 次の各号の場合、前納された保険料の残額があるときには、会社は、その残額を契約者に払いもどします。ただし、契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当し、契約が消滅したことによって責任準備金を払いもどすときは、責任準備金とともに第26条（払いもどし金）第①項に定める受取人に払いもどします。
- (1) 保険料前納期間が満了したとき
 - (2) 保険料の払込が免除されたとき
 - (3) 契約が払済保険に変更されたとき
 - (4) 契約が消滅したとき

第13条（猶予期間および契約の失効）

- ① 第2回以後の保険料の払込については、次の各号に定める猶予期間があります。

項目	猶予期間
(1) 月払契約の場合	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月に含まれる契約応当日がその月の末日のときは、翌々月の末日まで）

- ② 猶予期間中に保険料が払い込まれないときには、契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

第14条（猶予期間中に支払事由等が生じた場合の保険料の取扱）

- ① 猶予期間中に祝金または死亡給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、その猶予期間中の未払込保険料を祝金または死亡給付金から差し引きます。この場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料を下回るときには、契約者は、猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、祝金または死亡給付金を支払いません。
- ② 猶予期間中に保険料払込免除の事由が生じた場合には、契約者は、猶予期間中の未払込保険料をその猶予期間の満了日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときには、契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

第15条（保険料の自動貸付）

- ① 猶予期間中に保険料が払い込まれない場合でも、契約者からあらかじめ反対の申出がないときには、会社は、払い込むべき保険料に相当する金額を猶予期間の満了日に契約者に貸し付けて、保険料の払込にあてます。
- ② 本条の貸付は、次の各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 払い込むべき保険料とその利息との合計額が、その保険料の払込があったものとして計算した解約返戻金額の範囲内のときに取り扱います。
 - (2) すでに本条による貸付金または契約者に対する貸付（第36条）による貸付金があるときには、会社は、第(1)号の解約返戻金額からその元利金を差し引きます。
 - (3) 会社は、本条の貸付金の利息を、年8％以下の会社の定める利率で計算し、次期以後の保険料払込猶予期間の満了日ごとに元金に繰り入れます。ただし、月払契約の場合には、事業年度末ごとに元金に繰り入れます。
- ③ 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。ただし、入学祝金をすえ置くときは、その金額から本条の貸付元利金を差し引きます。
 - (1) 入学祝金の支払事由が生じたとき
 - (2) 基本保険金額を減額したとき
 - (3) 死亡給付金が支払われるとき
 - (4) 第(3)号以外の事由によって契約が消滅したとき
 - (5) 契約者を変更したとき

第16条（保険料の自動貸付の取消）

保険料の自動貸付が行われた場合でも、猶予期間の満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、契約者から次の各号のいずれかの請求があったときには、会社は、その保険料の自動貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱をします。

- (1) 解約（第24条）
- (2) 払済保険への変更（第28条）

7. 契約の復活**第17条（契約の復活）**

- ① 契約者は、契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内ならば、必要書類（別表5）を提出して、契約の復活を請求することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときを除きます。
- ② 会社が契約の復活を承諾したときには、会社は、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。この場合、契約者に対して新たな保険証券を交付しません。

項目	内容
(1) 復活を承諾した時から1か月以内に延滞保険料（これに対する年6％の割合により計算した利息を含みます。以下本条において同じとします。）を受け取った場合	延滞保険料を受け取った時
(2) 延滞保険料を受け取った後に復活を承諾した場合	延滞保険料を受け取った時（契約者および被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ③ 保険料の自動貸付（第15条）または契約者に対する貸付（第36条）による貸付元利金が、解約返戻金額を超えたことによって効力を失った契約を復活するときには、契約者は、延滞保険料とあわせて会社所定の金額を払い込んでください。

- ④ 契約を復活した場合、契約の効力を失った日以後復活日までの間に入学祝金の支払事由が生じていたときには、会社は、入学祝金を契約者に支払います。

8. 契約の取消、無効、解除および解約

第18条（詐欺による取消）

契約者または被保険者の詐欺によって契約が締結、復活もしくは復旧されまたは契約者が変更されたときには、会社は、契約を取り消すことができます。この場合、すでに受け取った保険料は払いもどしません。

第19条（不法取得目的による無効）

契約者が、死亡給付金を不法に取得する目的または他人に死亡給付金を不法に取得させる目的をもって契約が締結もしくは復活されまたは復旧されたときには、契約は無効とし、会社は、すでに受け取った保険料を払いもどしません。

第20条（告知義務）

契約者および被保険者（契約者変更のときは、新たな契約者）は、契約の締結、復活、復旧または契約者変更の際、支払事由および保険料払込免除の事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が契約者および被保険者（契約者変更のときは、新たな契約者）に関し書面（会社の定める情報端末を用いる場合は、それに表示された告知画面を含みます。以下、本条において同じとします。）で告知を求めた事項について、その書面によって告知してください。ただし、会社の指定した医師の質問により告知を求めたときは、その医師に対して口頭で告知してください。

第21条（告知義務違反による解除）

- ① 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したときには、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後も、第①項の規定により契約を解除することができます。
 - (1) 被保険者が死亡したとき
 - (2) 契約者が死亡したとき
 - (3) 契約者が高度障害状態（別表3）になったとき
 - (4) 契約者が障害状態（別表4）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、死亡給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでに死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 第③項の規定にかかわらず、死亡給付金の支払事由または保険料払込免除の事由が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または被保険者が証明したときには、会社は、死亡給付金を支払いまたは保険料（会社が契約を解除する時までに払込期月に含まれる契約応当日の到来している保険料に限ります。）の払込を免除します。
- ⑤ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知ができないときは、被保険者に通知します。

第22条（契約を解除できない場合）

会社は、次の各号のいずれかの場合には、第21条（告知義務違反による解除）による契約の解除を行うことができません。

- (1) 契約の締結、復活、復旧または契約者変更の際、解除の原因となる事実を会社が知って

いたときまたは過失によって知らなかったとき

- (2) 会社のために契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下本号において「保険媒介者」といいます。）が、次の(ア)から(ウ)に定めるいずれかの行為をしたとき。ただし、次の(ア)から(ウ)に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実でないことを告知したと認められる場合には、会社は、契約を解除することができます。
- (ア) 契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (イ) 契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき
- (ウ) 契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知にあたって、事実でないことを告知することを勧めたとき
- (3) 会社が、解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (4) 責任開始の日からその日を含めて2年を超えて契約が継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始の日からその日を含めて2年以内に次のいずれかに該当したときには、会社は、この契約を解除することができます。
- (ア) 契約者が死亡したとき
- (イ) 契約者が高度障害状態（別表3）になったとき
- (ウ) 契約者が障害状態（別表4）になったとき

第23条（重大事由による解除）

- ① 次の各号のいずれかの事由がある場合には、会社は、将来に向かって契約を解除することができます。
- (1) 契約者が、死亡給付金（他の保険契約の死亡給付金を含み、保険種類および死亡給付金の名称の如何を問いません。以下本項において同じとします。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) 契約者または被保険者が、この契約の保険料払込免除を目的として事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この契約の祝金、死亡給付金または保険料払込免除の請求に関し、契約者の詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 契約者または被保険者が、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日の翌日からその日を含めて5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者もしくは被保険者が他の保険者との間で締結した保険契約（共済契約を含みます。）が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者または被保険者に対する信頼を損ない、この契約を継続することを期待しえない第(1)号から第(4)号に定める事由と同等の事由がある場合
- ② 会社は、次の各号のいずれかに該当した後でも、第①項の規定により契約を解除することができます。
- (1) 被保険者が死亡したとき
- (2) 契約者が死亡したとき
- (3) 契約者が高度障害状態（別表3）になったとき

- (4) 契約者が障害状態（別表4）になったとき
- ③ 第②項の場合、会社は、第①項第(1)号から第(5)号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由または保険料払込免除の事由について祝金または死亡給付金を支払わず、また、保険料の払込を免除しません。もし、すでにその祝金または死亡給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- ④ 会社は、本条による契約の解除を、契約者に対する通知によって行います。ただし、契約者の住所が不明である場合など、正当な事由によって契約者に通知ができないときは、被保険者に通知します。

第24条（解 約）

契約者は、いつでも将来に向かって、契約を解約することができます。この場合、必要書類（別表5）を提出してください。

第25条（債権者等による解約）

- ① 契約者以外の者で契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による契約の解約は、解約の通知が会社に着いた日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約の通知が会社に着いた日以後、その解約の効力が生じるまでに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、それぞれに定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡給付金の支払事由が生じ、死亡給付金を支払うべき場合に該当して契約が消滅するとき	会社は、支払うべき金額を、解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額の限度で債権者等に支払い、残額を契約者に支払います。
(2) 満期祝金の支払事由が生じた場合	会社は、支払うべき金額を、解約の通知が会社に着いた日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額の限度で債権者等に支払い、残額を契約者に支払います。
(3) 入学祝金の支払事由が生じた場合で、会社の支払うべき金額が債権額（債権者等による差押債権額等のことをいいます。以下本号において同じとします。）以上のとき	会社は、支払うべき金額を、債権額の限度で債権者等に支払い、残額を第3条（入学祝金のすえ置き支払）第①項に定めるとおり取り扱います。 この場合、第①項の解約はその効力を生じません。

9. 払いもどし金

第26条（払いもどし金）

① この契約の払いもどし金は、次の各号に定めたとおりです。

払いもどし事由	払いもどし金額	受取人
(1) 被保険者の死亡が死亡給付金を支払わない場合に該当したとき (第2条)	保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* および入学祝金の支払回数によって計算した責任準備金額（責任準備金額が死亡給付金額を上回る場合は死亡給付金相当額）	契約者
(2) 契約者の死亡が保険料の払込を免除しない場合に該当し、契約が消滅したとき (第4条)	保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数および入学祝金の支払回数によって計算した責任準備金額（責任準備金額が死亡給付金額を上回る場合は死亡給付金相当額）	被保険者
(3) 保険料の払込がなく契約が効力を失ったとき (第13条)	保険料払込中の契約 ……保険料を受け取った年月数* および入学祝金の支払回数によって計算した解約返戻金額 保険料払込済の契約 ……契約の経過した年月数および入学祝金の支払回数によって計算した解約返戻金額	契約者
(4) 契約が解除されたとき (第21条) (第23条)		
(5) 契約が解約されたとき (第24条)		
(6) 基本保険金額が減額されたとき (第27条)		
(7) 払済保険が解除または解約されたとき (第21条) (第23条) (第24条)		
(ア) 第(1)号の場合、被保険者の死亡が契約者の故意によるときには、会社は、責任準備金を払いもどしません。		
(イ) 第(2)号の場合、契約者の死亡が被保険者の故意によるときには、会社は、被保険者以外の契約者の相続人に責任準備金を払いもどします。		

* 保 険 料 を 受 け 取 っ た 年 月 数 第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

② 低解約返戻金期間における解約返戻金額は、次の式で計算した金額とします。

$$\boxed{\text{解約返戻金を抑制しない場合の金額}} \times \boxed{\text{低解約返戻金割合（第1条）}}$$

③ 第②項の低解約返戻金割合は、解約等の時期にかかわらず保険料を受け取った年月数を基準として判定し、その最終の保険料の属する保険年度の低解約返戻金割合とします。

- ④ 会社は、払いもどし金を、必要書類（別表5）が会社に着いた日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。

10. 契約内容の変更・契約者の変更等

第27条（基本保険金額の減額）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、将来に向かって基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、減額を取り扱いません。
- ② 基本保険金額が減額された部分は、解約されたものとして取り扱います。
- ③ 基本保険金額が減額されたときには、会社は、保険証券に表示します。

第28条（払済保険への変更）

- ① 契約者は、会社の承諾を得たうえで、保険料が払い込まれた最終の保険料期間の満了日の翌日（以下「払済変更日」といいます。）以後の払い込むべき保険料を払い込まないこととし、契約を次の各号に定める内容の払済保険に変更することができます。ただし、変更後の満期祝金額が会社の定める金額未満のときには、会社は、払済保険への変更を取り扱いません。
- (1) 払済保険への変更は、払済変更日に効力を生じるものとします。
- (2) 保険期間はもとの保険期間と同一とし、満期祝金額は払済変更日の前日における解約返戻金額（払済保険への変更の申出時において保険料の自動貸付（第15条）または契約者に対する貸付（第36条）による貸付金があるときは、その元利金を差し引きます。）によって定めます。
- (3) 死亡給付金額は、払済保険の経過した年月数によって計算した責任準備金に相当する額とします。
- (4) 入学祝金の支払および保険料の払込免除はありません。
- ② 第①項の変更をするときには、契約者は、必要書類（別表5）を提出してください。
- ③ 払済保険に変更されたときには、会社は、保険証券に表示します。

第29条（復旧）

- ① 契約者は、払済変更日からその日を含めて3年以内ならば、必要書類（別表5）を提出して、契約の復旧を請求することができます。
- ② 会社が契約の復旧を承諾したときは、次の各号に定める時から契約上の責任を負います。

項目	内容
(1) 責任準備金に不足が生じない場合	契約者および被保険者に関する告知の時
(2) 責任準備金に不足が生じる場合	その差額を受け取った時（契約者および被保険者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ③ 契約が復旧されたときには、会社は、保険証券に表示します。

第30条（保険期間または保険料払込期間の変更）

保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第31条（保険料払込方法の変更）

契約者は、会社の定める範囲内で、保険料の払込の回数（第9条）および経路（第11条）を変更することができます。

第32条（契約者の変更）

- ① 契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者（被保険者の父母その他会社が認めた者に限ります。）に承継させることができます。

- ② 契約者の変更を請求するときには、契約者は、必要書類（別表5）を提出してください。
- ③ 契約者の変更によって責任準備金または保険料に差額が生じるときは、責任準備金についてはその差額を授受し、保険料については将来に向かってその金額を改めます。
- ④ 会社が契約者の変更を承諾したときは、次の各号に定める時から変更の効力が生じます。

項目	内容
(1) 責任準備金に不足が生じない場合	新たな契約者に関する告知の時
(2) 責任準備金に不足が生じる場合	その差額を受け取った時（新たな契約者に関する告知の前に受け取ったときは、その告知の時）

- ⑤ 契約者を変更したときには、会社は、保険証券に表示します。

第33条（祝金および死亡給付金の受取人の変更）

祝金および死亡給付金の受取人は契約者とし、契約者以外の者に変更することはできません。

第34条（契約者の死亡による契約の承継）

- ① 契約者が死亡した場合には、被保険者は、契約者の権利および義務のすべてを承継します。
- ② 被保険者は、契約者の死亡を知ったときには、会社へ通知してください。この場合には、会社は、保険証券に表示します。

第35条（契約者の住所の変更）

- ① 契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社へ通知してください。
- ② 契約者が第①項の通知をしなかった場合で、契約者の住所または通信先を会社が確認できなかったときには、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

11. 契約者に対する貸付

第36条（契約者に対する貸付）

- ① 契約者は、必要書類（別表5）を提出して、会社の定める貸付方法に基づき、保険料払込中の契約においては保険料を受け取った年月数によって、保険料払込済の契約においてはその経過した年月数によって計算した解約返戻金額の80%の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、すでに保険料の自動貸付（第15条）による貸付金または本条による貸付金があるときは、その元利金を差し引いた残額の範囲内とします。
- ② 契約者は、いつでも本条の貸付元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、次の各号の場合には、会社は、支払金から本条の貸付元利金を差し引きます。ただし、入学祝金をすえ置くときは、その金額から本条の貸付元利金を差し引きます。
 - (1) 入学祝金の支払事由が生じたとき
 - (2) 基本保険金額を減額したとき
 - (3) 死亡給付金が支払われるとき
 - (4) 第(3)号以外の事由によって契約が消滅したとき
 - (5) 契約者を変更したとき
- ③ 保険料の自動貸付による貸付金および本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるときには、会社は、契約者に事前に通知します。この場合、契約者は、会社の指定する払込期日までに会社の定める金額を払い込んでください。
- ④ 第③項の払込がない場合、契約は、保険料の自動貸付による貸付金および本条による貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えた時に効力を失います。

12. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第37条（年齢の計算）

- ① 契約者および被保険者の契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
- ② 契約締結後の契約者および被保険者の年齢は、第①項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第38条（年齢または性別の誤りの処理）

- ① 契約の申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、それに表示された申込画面を含みます。以下、本条において同じとします。）に記載された契約者または被保険者の年齢に誤りがあったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲内であった場合	会社は、実際の年齢に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。 ただし、死亡給付金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には死亡給付金とともに支払い、不足額がある場合には死亡給付金から控除します。
(2) 契約日における実際の年齢が、会社の定める年齢の範囲外であった場合	契約は無効とし、すでに支払った祝金または死亡給付金があれば返還を求め、また、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。 ただし、契約者について、会社の定める最低年齢に達してから誤りの事実を発見した場合で、最低年齢に達した日（この日における被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であることを必要とします。）にこの保険への加入を取り扱っているときは、最低年齢に達した日を契約日とし、会社は、保険料を改め、その差額を精算します。この場合、死亡給付金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には死亡給付金とともに支払い、不足額がある場合には死亡給付金から控除します。

- ② 契約の申込書に記載された契約者の性別に誤りがあったときには、会社は、実際の性別に基づいて保険料を改め、その差額を精算します。ただし、死亡給付金の支払事由の発生前にこの手続をしなかったときは、超過額がある場合には死亡給付金とともに支払い、不足額がある場合には死亡給付金から控除します。

13. 契約者配当金

第39条（契約者配当金）

この保険には、契約者配当金はありません。

14. 保険の種類の変換

第40条（保険の種類の変換）

この契約が2年以上継続したときには、契約者は、会社の定める方法によって、この契約を会社の認める他の種類に変換することができます。

15. その他

第41条（時効）

祝金、死亡給付金、払いもどし金または保険料払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日からその日を含めて3年間請求がないときには、消滅します。

第42条（管轄裁判所）

- ① この契約における祝金または死亡給付金の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または契約者の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- ② この契約における保険料払込免除の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または契約者の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

16. 出生前加入特則

第43条（出生前加入の特例）

被保険者となるべき者が、契約日において胎児である場合に、第1条（用語の意義）から第42条（管轄裁判所）までの規定のほか、この特則を適用します。

第44条（被保険者となるもの）

第43条（出生前加入の特例）の胎児は、出生した時から被保険者となります。

第45条（出生の通知）

胎児が出生したときには、契約者は、必要書類（別表5）をそえてその旨を会社へ通知し、保険証券に表示を受けてください。

第46条（胎児の死亡による契約の無効）

- ① 胎児が流産または死産等のために出生しなかったときには、契約は、契約日にさかのぼって無効とします。
- ② 第①項の場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料を契約者に払いもどします。
- ③ 契約者は、第①項の事実を知ったときには、必要書類（別表5）をそえてその旨を会社へ通知し、保険料の払いもどしを請求してください。

第47条（胎児の出生前に契約者が死亡した場合）

胎児が出生する前に契約者が死亡した場合には、被保険者となるべき者は、出生した時から契約者の権利および義務のすべてを承継します。

第48条（多胎の場合）

- ① 胎児が多胎であったときは、戸籍上先順位にある者を被保険者とします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、胎児が多胎であり、かつ、契約締結の際に契約者から戸籍に記載されるべき順位によって被保険者となるべき者を指定する申出があったときは、戸籍上その順位にある者を被保険者とします。
- ③ 多胎であった被保険者が、出生後1年以内に死亡した場合で、同時に出生した他の者が生存しているときには、契約者は、被保険者が死亡した日から1か月以内ならば、必要書類（別表5）を提出して、戸籍上他順位の者を新たな被保険者とするを請求できます。
- ④ 第③項の被保険者の変更を承諾したときは、もとの被保険者の死亡時にさかのぼってその変更が行われたものとし、会社は、この時から変更後の被保険者について契約上の責任を負います。
- ⑤ 被保険者が変更されたときには、会社は、保険証券に表示します。
- ⑥ 次の場合には、会社は、第③項の取扱をしません。

- (1) すでに死亡給付金の請求があったとき
- (2) 契約者が故意に被保険者を死亡させたとき
- (3) 第③項に定める戸籍上他順位の者がすでにこの保険の被保険者になっている場合で、第③項の取扱を行うことによって、次の(ア)から(カ)に掲げるいずれかの金額が会社の定める範囲を超えるとき
 - (ア) こども傷害特約2007の災害保険金額
 - (イ) こども災害入院特約2007およびこども疾病入院特約2007の入院給付日額
 - (ウ) こども総合入院特約2011の入院給付日額
 - (エ) こども通院給付特約2007の通院給付日額
 - (オ) こども特定損傷特約2007の特約給付金額
 - (カ) こども退院給付特約2009の特約給付金額

第49条（年齢の計算の特例）

契約日における被保険者の年齢は、年齢の計算（第37条）の規定にかかわらず、0歳とします。

（2014年10月改定）

別表 1

死亡給付金

死亡給付金は、次の金額とします。

$$\text{月払保険料} \quad \times \quad \text{経過月数}$$

- (注 1) 上記保険料は、主契約の保険料をいいます。
- (注 2) 「月払保険料」とは、集金人払込の場合の、基本保険金額に対する月払保険料とします。
- (注 3) 「経過月数」とは、契約日から被保険者の死亡日までの月数とし、1 か月未満の端数日数については切り上げます。ただし、保険料払込期間満了後の期間は、経過月数に含めません。
- (注 4) 基本保険金額の減額または契約者の変更が行われた場合には、保険契約の締結時から、被保険者死亡時の基本保険金額、契約者であったものとして計算します。

別表 2

対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表 1 によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成 6 年 10 月 12 日総務庁告示第 75 号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D-10（2003 年版）準拠」に記載された分類のうち表 2 に定めるものをいいます（ただし、表 2 の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表 1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表 2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注 1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥＜吸引＞ 胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注 2）（注 3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57） ・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）		・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・無重力環境への長期滞在（X52）
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）		
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）		
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの		
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）		

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

別表3

対象となる高度障害状態

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表 4

対象となる障害状態

1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
3. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
4. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
5. 1手の5手指を失ったかまたは1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
6. 10手指の用を全く永久に失ったもの
7. 10足指を失ったもの
8. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考（別表3、別表4）

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - (ア) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - (イ) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - (ウ) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数 500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a、b、c デシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・

下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直^{きょうちよく}で、その回復の見込のない場合をいいます。

- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直^{きょうちよく}で、その回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱^{せきちゅう}の障害

- (1) 「脊柱^{せきちゅう}の著しい奇形^{けいけい}」とは、脊柱^{せきちゅう}の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱^{せきちゅう}の著しい運動障害^{けいけい}」とは、頸椎^{けいつい}における完全強直^{きょうちよく}の場合、または胸椎^{きょうつい}以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

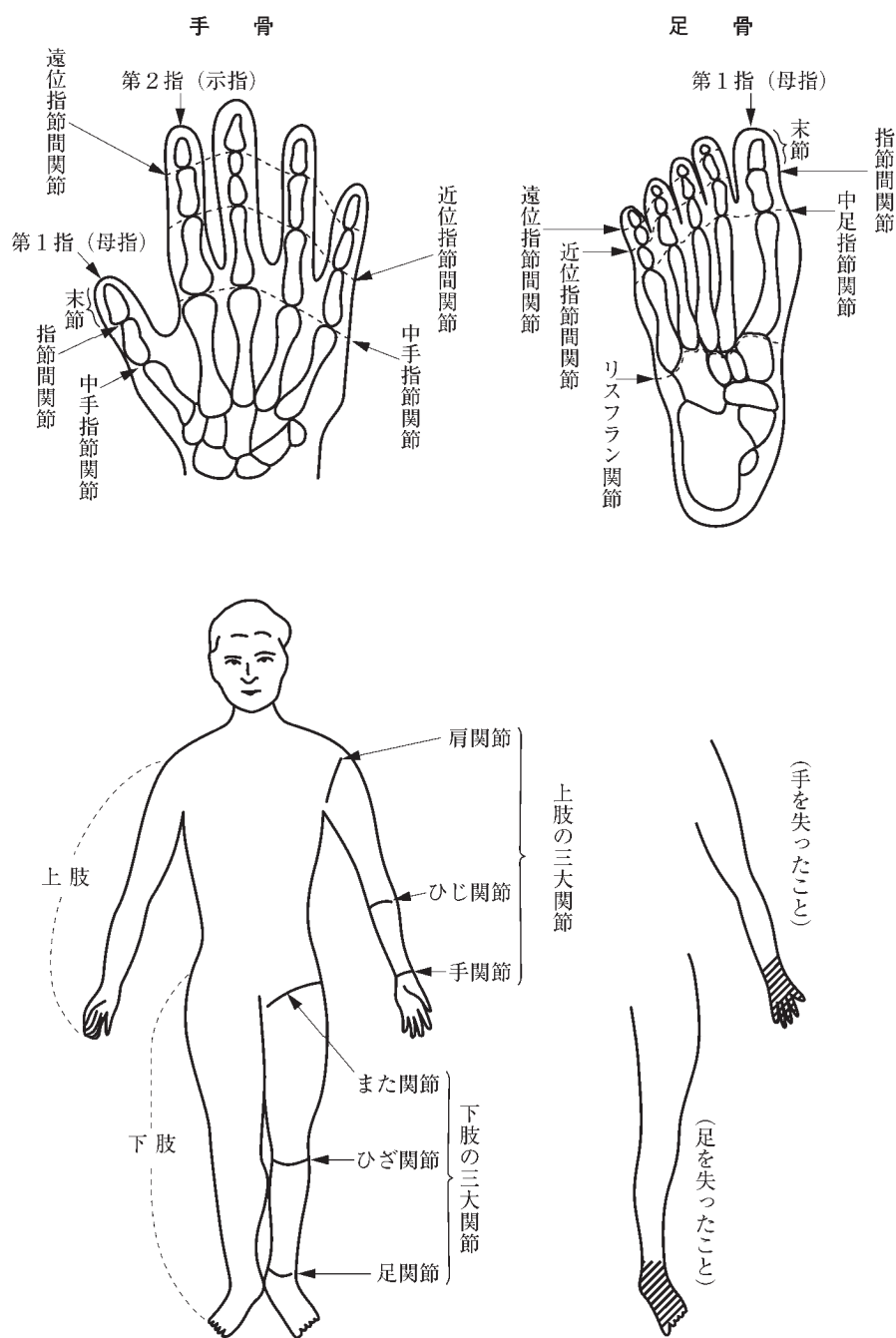
7. 手指^{しゆし}の障害

- (1) 「手指^{しゆし}を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節^{しせつかん}、その他の手指においては近位指節間関節^{きんいしせつかん}以上で失ったものをいいます。
- (2) 「手指^{しゆし}の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指^{しゆし}の中手指節間関節^{ちゅうしゆしせつかん}もしくは近位指節間関節^{きんいしせつかん}（第1指（母指）においては指節間関節^{しせつかん}）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指^{あしゆし}の障害

- 「足指^{あしゆし}を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。



別表5

請求書類

項 目		必 要 書 類
1	入学祝金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本 (4) 契約者の印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
2	満期祝金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (3) 契約者の戸籍抄本 (4) 契約者の印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3	死亡給付金 (第2条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (4) 契約者の戸籍抄本 (5) 契約者の印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4	保険料払込免除 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書（死亡の場合は医師の死亡診断書または検案書。ただし、会社が必要と認めた場合は会社所定の様式による死亡証明書。） (3) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とした場合に限りです。） (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 契約者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
5	契約の復活 (第17条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者に関する会社所定の診断書および告知書と被保険者に関する会社所定の告知書
6	解 約 (第24条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7	払いもどし金 (第26条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者（払いもどし金の受取人が契約者以外となる場合は、その受取人）の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券

項 目		必 要 書 類
8	基本保険金額の減額 (第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
9	払済保険への変更 (第28条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
10	復 旧 (第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者に関する会社所定の診断書および告知書と被保険者に関する会社所定の告知書 (3) 契約者の印鑑証明書 (4) 保険証券
11	契約者の変更 (第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 旧契約者の印鑑証明書 (3) 新契約者に関する会社所定の診断書および告知書 (4) 被保険者の戸籍抄本 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
12	契約者に対する貸付 (第36条)	(1) 会社所定の申込書または請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
13	出生通知 (第45条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券
14	流産・死産等の通知 (第46条)	(1) 会社所定の通知書 (2) 会社所定の医師または助産師の流産・死産等を証する書類 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
15	被保険者の変更 (第48条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 新被保険者の戸籍抄本 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。		

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔1〕18歳満了（全期払）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	341	342	342	340	340
	2	772	774	776	771	772
	3	1,210	1,213	1,214	1,206	1,209
	4	1,655	1,657	1,658	1,646	1,649
	5	2,105	2,108	2,107	2,093	2,093
	6	2,561	2,565	2,563	2,545	2,541
	7	3,024	3,027	3,024	3,002	2,993
	8	3,494	3,496	3,492	3,466	3,448
	9	3,970	3,971	3,966	3,938	3,910
	10	4,451	4,453	4,445	4,415	4,379
	11	7,147	7,149	7,139	7,101	7,054
	12	7,829	7,830	7,817	7,778	7,717
	13	8,507	8,506	8,493	8,453	8,381
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	6,829	6,830	6,817	6,778	6,717
	13	7,507	7,506	7,493	7,453	7,381
	14	8,195	8,193	8,179	8,141	8,063
	15	8,892	8,890	8,876	8,842	8,765
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	16	9,585	9,582	9,572	9,544	9,478
	15	7,892	7,890	7,876	7,842	7,765
	16	8,585	8,582	8,572	8,544	8,478
	17	9,287	9,286	9,279	9,263	9,220
	18	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	399	400	400	397	393
	2	890	892	893	886	881
	3	1,390	1,392	1,391	1,381	1,374
	4	1,895	1,898	1,896	1,882	1,872
	5	2,407	2,410	2,408	2,391	2,375
	6	2,928	2,930	2,926	2,904	2,885
	7	3,455	3,457	3,452	3,427	3,400
	8	3,989	3,991	3,984	3,956	3,921
	9	6,563	6,564	6,555	6,518	6,470
	10	7,335	7,336	7,325	7,285	7,226
	11	8,093	8,092	8,080	8,040	7,971
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	6,335	6,336	6,325	6,285	6,226
	11	7,093	7,092	7,080	7,040	6,971
	12	7,861	7,860	7,847	7,809	7,734
	13	8,640	8,638	8,626	8,592	8,518
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	14	9,416	9,414	9,404	9,377	9,314
	13	7,640	7,638	7,626	7,592	7,518
	14	8,416	8,414	8,404	8,377	8,314
	15	9,202	9,201	9,195	9,179	9,139
	16	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払契約]

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

[1] 18歳満了（全期払）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性のととき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	342	342	342	339	340
	2	776	776	775	769	772
	3	1,215	1,215	1,214	1,206	1,210
	4	1,660	1,660	1,658	1,647	1,652
	5	2,112	2,111	2,109	2,095	2,100
	6	2,569	2,568	2,565	2,549	2,552
	7	3,032	3,030	3,027	3,010	3,011
	8	3,502	3,500	3,494	3,477	3,475
	9	3,977	3,975	3,970	3,952	3,946
	10	4,459	4,456	4,451	4,432	4,423
	11	7,156	7,153	7,145	7,124	7,112
	12	7,838	7,834	7,825	7,805	7,787
	13	8,515	8,511	8,502	8,482	8,459
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	6,838	6,834	6,825	6,805	6,787
	13	7,515	7,511	7,502	7,482	7,459
	14	8,201	8,197	8,188	8,171	8,144
	15	8,897	8,893	8,885	8,870	8,842
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	16	9,588	9,586	9,579	9,567	9,543
	15	7,897	7,893	7,885	7,870	7,842
	16	8,588	8,586	8,579	8,567	8,543
	17	9,289	9,288	9,284	9,277	9,261
	18	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(被保険者 2 歳、契約者が女性のととき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	400	400	400	397	396
	2	894	894	893	887	887
	3	1,394	1,394	1,392	1,383	1,383
	4	1,901	1,901	1,898	1,887	1,886
	5	2,414	2,413	2,410	2,396	2,394
	6	2,935	2,934	2,930	2,913	2,909
	7	3,462	3,461	3,456	3,439	3,431
	8	3,997	3,994	3,989	3,972	3,961
	9	6,572	6,569	6,562	6,540	6,525
	10	7,344	7,340	7,333	7,311	7,292
	11	8,101	8,097	8,089	8,068	8,045
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	6,344	6,340	6,333	6,311	6,292
	11	7,101	7,097	7,089	7,068	7,045
	12	7,868	7,864	7,856	7,837	7,811
	13	8,645	8,642	8,634	8,618	8,592
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	14	9,419	9,417	9,411	9,399	9,376
	13	7,645	7,642	7,634	7,618	7,592
	14	8,419	8,417	8,411	8,399	8,376
	15	9,204	9,203	9,199	9,192	9,177
	16	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表[年払・半年払・月払契約]

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

[1] 18歳満了（12歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	533	534	533	529	521
	2	1, 161	1, 162	1, 161	1, 152	1, 138
	3	1, 798	1, 799	1, 796	1, 784	1, 763
	4	2, 444	2, 444	2, 441	2, 424	2, 398
	5	3, 098	3, 099	3, 094	3, 074	3, 042
	6	3, 761	3, 762	3, 756	3, 735	3, 697
	7	4, 435	4, 435	4, 428	4, 404	4, 363
	8	5, 117	5, 117	5, 110	5, 086	5, 044
	9	5, 809	5, 809	5, 802	5, 781	5, 739
	10	6, 511	6, 510	6, 504	6, 488	6, 453
	11	10, 331	10, 331	10, 326	10, 314	10, 287
	12	11, 319	11, 319	11, 320	11, 321	11, 324
	13	11, 436	11, 436	11, 436	11, 437	11, 440
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	10, 319	10, 319	10, 320	10, 321	10, 324
	13	10, 436	10, 436	10, 436	10, 437	10, 440
	14	10, 554	10, 554	10, 554	10, 555	10, 557
	15	10, 674	10, 674	10, 674	10, 675	10, 676
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	16	10, 781	10, 781	10, 781	10, 782	10, 783
	15	9, 674	9, 674	9, 674	9, 675	9, 676
	16	9, 781	9, 781	9, 781	9, 782	9, 783
	17	9, 890	9, 890	9, 890	9, 890	9, 891
	18	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	666	666	665	660	650
	2	1, 429	1, 429	1, 427	1, 417	1, 399
	3	2, 202	2, 202	2, 199	2, 185	2, 160
	4	2, 986	2, 986	2, 981	2, 965	2, 934
	5	3, 781	3, 781	3, 775	3, 756	3, 721
	6	4, 587	4, 587	4, 581	4, 561	4, 523
	7	5, 404	5, 404	5, 398	5, 380	5, 342
	8	6, 234	6, 233	6, 228	6, 213	6, 181
	9	10, 134	10, 133	10, 129	10, 117	10, 092
	10	11, 321	11, 321	11, 321	11, 322	11, 324
	11	11, 437	11, 437	11, 437	11, 438	11, 440
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	10, 321	10, 321	10, 321	10, 322	10, 324
	11	10, 437	10, 437	10, 437	10, 438	10, 440
	12	10, 555	10, 555	10, 555	10, 556	10, 558
	13	10, 675	10, 675	10, 675	10, 675	10, 677
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	14	10, 782	10, 782	10, 782	10, 782	10, 783
	13	9, 675	9, 675	9, 675	9, 675	9, 677
	14	9, 782	9, 782	9, 782	9, 782	9, 783
	15	9, 890	9, 890	9, 890	9, 891	9, 891
	16	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔1〕18歳満了（12歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性るとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	536	535	534	531	529
	2	1, 165	1, 165	1, 162	1, 156	1, 152
	3	1, 803	1, 802	1, 799	1, 790	1, 784
	4	2, 449	2, 447	2, 444	2, 433	2, 425
	5	3, 103	3, 102	3, 098	3, 086	3, 075
	6	3, 767	3, 765	3, 761	3, 748	3, 736
	7	4, 439	4, 437	4, 433	4, 420	4, 406
	8	5, 122	5, 120	5, 116	5, 103	5, 087
	9	5, 813	5, 811	5, 807	5, 796	5, 781
	10	6, 514	6, 512	6, 509	6, 500	6, 488
	11	10, 333	10, 332	10, 330	10, 324	10, 314
	12	11, 319	11, 319	11, 319	11, 320	11, 321
	13	11, 436	11, 436	11, 436	11, 436	11, 437
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	10, 319	10, 319	10, 319	10, 320	10, 321
	13	10, 436	10, 436	10, 436	10, 436	10, 437
	14	10, 554	10, 554	10, 554	10, 555	10, 555
	15	10, 674	10, 674	10, 674	10, 674	10, 675
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	16	10, 781	10, 781	10, 781	10, 782	10, 782
	15	9, 674	9, 674	9, 674	9, 674	9, 675
	16	9, 781	9, 781	9, 781	9, 782	9, 782
	17	9, 890	9, 890	9, 890	9, 890	9, 890
	18	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

(被保険者 2 歳、契約者が女性るとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	668	668	666	663	660
	2	1, 432	1, 431	1, 429	1, 422	1, 417
	3	2, 206	2, 204	2, 202	2, 193	2, 185
	4	2, 990	2, 988	2, 985	2, 975	2, 965
	5	3, 786	3, 784	3, 780	3, 768	3, 757
	6	4, 591	4, 590	4, 586	4, 575	4, 561
	7	5, 408	5, 407	5, 403	5, 393	5, 380
	8	6, 236	6, 235	6, 231	6, 224	6, 213
	9	10, 136	10, 134	10, 132	10, 126	10, 117
	10	11, 321	11, 321	11, 321	11, 321	11, 322
	11	11, 437	11, 437	11, 437	11, 438	11, 438
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	10, 321	10, 321	10, 321	10, 321	10, 322
	11	10, 437	10, 437	10, 437	10, 438	10, 438
	12	10, 555	10, 555	10, 555	10, 556	10, 556
	13	10, 675	10, 675	10, 675	10, 675	10, 675
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	14	10, 782	10, 782	10, 782	10, 782	10, 782
	13	9, 675	9, 675	9, 675	9, 675	9, 675
	14	9, 782	9, 782	9, 782	9, 782	9, 782
	15	9, 890	9, 890	9, 890	9, 890	9, 891
	16	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000	10, 000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔 1 〕 18歳満了（15歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	418	419	418	414	410
	2	928	929	929	922	915
	3	1,445	1,447	1,446	1,435	1,424
	4	1,970	1,972	1,970	1,955	1,940
	5	2,502	2,504	2,500	2,482	2,463
	6	3,041	3,042	3,038	3,016	2,990
	7	3,588	3,589	3,583	3,558	3,526
	8	4,143	4,143	4,136	4,108	4,070
	9	4,705	4,705	4,697	4,668	4,622
	10	5,275	5,274	5,265	5,237	5,186
	11	8,427	8,426	8,415	8,381	8,317
	12	9,232	9,231	9,220	9,190	9,126
	13	10,035	10,033	10,024	10,000	9,946
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	8,232	8,231	8,220	8,190	8,126
	13	9,035	9,033	9,024	9,000	8,946
	14	9,849	9,848	9,842	9,828	9,795
	15	10,674	10,674	10,675	10,675	10,678
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	16	10,781	10,782	10,782	10,782	10,784
	15	9,674	9,674	9,675	9,675	9,678
	16	9,781	9,782	9,782	9,782	9,784
	17	9,890	9,890	9,890	9,891	9,891
	18	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	501	502	502	497	490
	2	1,097	1,098	1,097	1,089	1,077
	3	1,702	1,703	1,700	1,688	1,670
	4	2,314	2,316	2,312	2,295	2,272
	5	2,935	2,937	2,932	2,912	2,883
	6	3,566	3,567	3,561	3,537	3,501
	7	4,204	4,205	4,198	4,173	4,131
	8	4,852	4,852	4,844	4,818	4,773
	9	7,943	7,943	7,933	7,901	7,841
	10	8,876	8,875	8,865	8,836	8,777
	11	9,796	9,795	9,787	9,763	9,713
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	7,876	7,875	7,865	7,836	7,777
	11	8,796	8,795	8,787	8,763	8,713
	12	9,729	9,728	9,723	9,709	9,678
	13	10,675	10,675	10,675	10,676	10,678
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	14	10,782	10,782	10,782	10,783	10,784
	13	9,675	9,675	9,675	9,676	9,678
	14	9,782	9,782	9,782	9,783	9,784
	15	9,890	9,890	9,891	9,891	9,892
	16	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔1〕18歳満了（15歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性 のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	419	419	419	415	414
	2	931	931	930	924	923
	3	1,450	1,449	1,447	1,439	1,436
	4	1,975	1,975	1,973	1,960	1,958
	5	2,508	2,507	2,504	2,490	2,485
	6	3,048	3,046	3,042	3,027	3,020
	7	3,595	3,592	3,588	3,571	3,562
	8	4,149	4,147	4,142	4,124	4,112
	9	4,711	4,708	4,703	4,687	4,671
	10	5,280	5,277	5,272	5,256	5,239
	11	8,433	8,430	8,423	8,406	8,384
	12	9,237	9,234	9,228	9,213	9,191
	13	10,038	10,036	10,031	10,020	10,000
11歳10か月 入学祝金 支払事由発事後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	8,237	8,234	8,228	8,213	8,191
	13	9,038	9,036	9,031	9,020	9,000
	14	9,850	9,849	9,846	9,840	9,827
	15	10,674	10,674	10,674	10,675	10,676
14歳10か月 入学祝金 支払事由発事後	16	10,781	10,781	10,782	10,782	10,782
	15	9,674	9,674	9,674	9,675	9,676
	16	9,781	9,781	9,782	9,782	9,782
	17	9,890	9,890	9,890	9,890	9,891
	18	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(被保険者 2 歳、契約者が女性 のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	503	503	502	499	497
	2	1,101	1,100	1,098	1,092	1,089
	3	1,706	1,705	1,703	1,693	1,689
	4	2,319	2,318	2,316	2,304	2,297
	5	2,941	2,939	2,936	2,923	2,914
	6	3,571	3,570	3,566	3,550	3,539
	7	4,211	4,208	4,204	4,188	4,175
	8	4,857	4,855	4,850	4,836	4,820
	9	7,950	7,947	7,940	7,923	7,902
	10	8,881	8,878	8,872	8,858	8,836
	11	9,800	9,797	9,792	9,781	9,763
11歳10か月 入学祝金 支払事由発事後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	7,881	7,878	7,872	7,858	7,836
	11	8,800	8,797	8,792	8,781	8,763
	12	9,731	9,730	9,727	9,720	9,709
	13	10,675	10,675	10,675	10,676	10,676
14歳10か月 入学祝金 支払事由発事後	14	10,782	10,782	10,782	10,782	10,783
	13	9,675	9,675	9,675	9,676	9,676
	14	9,782	9,782	9,782	9,782	9,783
	15	9,890	9,890	9,890	9,891	9,891
	16	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（全期払）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	326	328	330	329	337
	2	765	769	772	771	791
	3	1,210	1,215	1,219	1,218	1,248
	4	1,661	1,667	1,672	1,669	1,707
	5	2,118	2,125	2,130	2,125	2,169
	6	2,582	2,589	2,594	2,586	2,631
	7	3,051	3,060	3,063	3,051	3,098
	8	3,529	3,536	3,538	3,523	3,564
	9	4,012	4,019	4,019	4,000	4,034
	10	4,501	4,507	4,505	4,484	4,507
	11	7,259	7,268	7,266	7,244	7,287
	12	7,951	7,958	7,952	7,925	7,944
	13	8,639	8,644	8,633	8,602	8,596
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	6,951	6,958	6,952	6,925	6,944
	13	7,639	7,644	7,633	7,602	7,596
	14	8,336	8,340	8,325	8,289	8,258
	15	9,043	9,045	9,026	8,986	8,930
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	9,746	9,746	9,725	9,680	9,602
	15	8,043	8,045	8,026	7,986	7,930
	16	8,746	8,746	8,725	8,680	8,602
	17	9,459	9,456	9,434	9,386	9,290
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	18	10,181	10,178	10,155	10,107	9,998
	19	10,871	10,867	10,846	10,800	10,689
	20	7,181	7,178	7,155	7,107	6,998
	21	7,871	7,867	7,846	7,800	7,689
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	22	8,570	8,566	8,550	8,511	8,413
	21	9,280	9,277	9,267	9,243	9,179
	20	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	19	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（全期払）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性 のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が女性 のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	328	329	329	326	332
	2	770	770	770	765	777
	3	1,217	1,217	1,217	1,209	1,227
	4	1,669	1,670	1,669	1,658	1,681
	5	2,127	2,127	2,127	2,113	2,141
	6	2,591	2,591	2,590	2,575	2,605
	7	3,063	3,062	3,060	3,043	3,073
	8	3,540	3,539	3,535	3,518	3,547
	9	4,023	4,021	4,017	3,998	4,026
	10	4,512	4,510	4,504	4,486	4,510
	11	7,273	7,270	7,262	7,243	7,282
	12	7,964	7,961	7,951	7,931	7,961
	13	8,652	8,648	8,635	8,616	8,635
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	12	6,964	6,961	6,951	6,931	6,961
	13	7,652	7,648	7,635	7,616	7,635
	14	8,348	8,344	8,330	8,309	8,318
	15	9,055	9,050	9,034	9,013	9,010
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	9,756	9,751	9,735	9,714	9,698
	15	8,055	8,050	8,034	8,013	8,010
	16	8,756	8,751	8,735	8,714	8,698
	17	9,468	9,462	9,447	9,425	9,399
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	18	10,189	10,184	10,169	10,148	10,113
	19	10,877	10,872	10,860	10,840	10,801
	20	11,565	11,560	11,544	11,523	11,484
	21	12,253	12,248	12,232	12,211	12,172
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	22	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	23	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	24	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	25	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

* 保険料を受け取った年月数

第10条（未經過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未經過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（12歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	646	647	646	641	631
	2	1,409	1,410	1,408	1,398	1,380
	3	2,182	2,183	2,180	2,164	2,141
	4	2,966	2,967	2,962	2,943	2,912
	5	3,760	3,762	3,756	3,732	3,694
	6	4,567	4,568	4,561	4,534	4,490
	7	5,384	5,384	5,377	5,348	5,300
	8	6,213	6,213	6,204	6,178	6,126
	9	7,053	7,053	7,045	7,020	6,971
	10	7,905	7,904	7,898	7,879	7,839
	11	12,542	12,541	12,536	12,523	12,493
	12	13,741	13,741	13,742	13,745	13,751
	13	13,885	13,885	13,886	13,889	13,895
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	12,741	12,741	12,742	12,745	12,751
	13	12,885	12,885	12,886	12,889	12,895
	14	13,032	13,032	13,033	13,035	13,041
	15	13,180	13,181	13,181	13,184	13,189
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	13,317	13,317	13,318	13,320	13,325
	15	12,180	12,181	12,181	12,184	12,189
	16	12,317	12,317	12,318	12,320	12,325
	17	12,455	12,455	12,456	12,458	12,462
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	18	12,595	12,595	12,596	12,597	12,601
	19	12,695	12,695	12,695	12,696	12,699
	20	9,595	9,595	9,596	9,597	9,601
	21	9,695	9,695	9,695	9,696	9,699
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	22	9,795	9,795	9,795	9,796	9,798
	23	9,897	9,897	9,897	9,897	9,898
	24	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	25					
	26					
	27					

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（12歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性るとき)

(被保険者 2 歳、契約者が女性るとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	649	649	647	643	641
	2	1,413	1,413	1,410	1,403	1,398
	3	2,188	2,186	2,183	2,173	2,165
	4	2,972	2,971	2,967	2,953	2,944
	5	3,767	3,765	3,761	3,746	3,734
	6	4,573	4,572	4,566	4,549	4,535
	7	5,390	5,388	5,383	5,367	5,349
	8	6,218	6,216	6,210	6,196	6,178
	9	7,057	7,055	7,050	7,038	7,020
	10	7,909	7,907	7,903	7,893	7,879
	11	12,544	12,542	12,540	12,533	12,522
	12	13,740	13,740	13,741	13,742	13,745
	13	13,885	13,885	13,886	13,887	13,889
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	12,740	12,740	12,741	12,742	12,745
	13	12,885	12,885	12,886	12,887	12,889
	14	13,032	13,032	13,032	13,033	13,036
	15	13,180	13,180	13,181	13,182	13,184
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	13,317	13,317	13,317	13,318	13,320
	15	12,180	12,180	12,181	12,182	12,184
	16	12,317	12,317	12,317	12,318	12,320
	17	12,455	12,455	12,456	12,456	12,458
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	18	12,595	12,595	12,596	12,596	12,597
	19	12,694	12,695	12,695	12,695	12,696
	20	9,595	9,595	9,596	9,596	9,597
	21	9,694	9,695	9,695	9,695	9,696
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	22	9,795	9,795	9,795	9,795	9,796
	23	9,897	9,897	9,897	9,897	9,897
	24	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	25					
	26					
	27					

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（15歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	505	507	506	502	496
	2	1,126	1,127	1,126	1,118	1,109
	3	1,754	1,756	1,755	1,742	1,729
	4	2,391	2,393	2,391	2,373	2,356
	5	3,037	3,039	3,036	3,014	2,990
	6	3,692	3,694	3,689	3,663	3,633
	7	4,357	4,358	4,351	4,321	4,284
	8	5,030	5,031	5,023	4,990	4,944
	9	5,713	5,713	5,704	5,670	5,615
	10	6,405	6,405	6,395	6,360	6,301
	11	10,231	10,230	10,218	10,178	10,103
	12	11,208	11,207	11,195	11,159	11,086
	13	12,186	12,184	12,174	12,147	12,085
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	10,208	10,207	10,195	10,159	10,086
	13	11,186	11,184	11,174	11,147	11,085
	14	12,177	12,176	12,170	12,155	12,119
	15	13,182	13,183	13,184	13,187	13,194
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	13,319	13,319	13,320	13,323	13,329
	15	12,182	12,183	12,184	12,187	12,194
	16	12,319	12,319	12,320	12,323	12,329
	17	12,457	12,457	12,458	12,460	12,466
	18	12,597	12,597	12,598	12,599	12,604
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	19	12,696	12,696	12,696	12,698	12,701
	18	9,597	9,597	9,598	9,599	9,604
	19	9,696	9,696	9,696	9,698	9,701
	20	9,796	9,796	9,796	9,797	9,800
	21	9,897	9,897	9,897	9,898	9,899
	22	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	608	608	607	602	593
	2	1,331	1,332	1,331	1,321	1,306
	3	2,065	2,066	2,064	2,049	2,027
	4	2,809	2,811	2,807	2,787	2,759
	5	3,564	3,565	3,560	3,536	3,501
	6	4,329	4,330	4,323	4,295	4,254
	7	5,105	5,106	5,097	5,068	5,019
	8	5,893	5,892	5,883	5,852	5,799
	9	9,644	9,644	9,632	9,594	9,524
	10	10,777	10,776	10,765	10,730	10,662
	11	11,897	11,895	11,886	11,859	11,801
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	9,777	9,776	9,765	9,730	9,662
	11	10,897	10,895	10,886	10,859	10,801
	12	12,033	12,032	12,026	12,011	11,977
	13	13,185	13,185	13,186	13,188	13,194
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	14	13,321	13,321	13,322	13,324	13,329
	13	12,185	12,185	12,186	12,188	12,194
	14	12,321	12,321	12,322	12,324	12,329
	15	12,459	12,459	12,459	12,461	12,466
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	16	12,598	12,598	12,599	12,600	12,604
	17	12,697	12,697	12,697	12,698	12,701
	16	9,598	9,598	9,599	9,600	9,604
	17	9,697	9,697	9,697	9,698	9,701
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	18	9,796	9,796	9,797	9,798	9,800
	19	9,898	9,898	9,898	9,898	9,899
	20	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（15歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性るとき)

(被保険者 2 歳、契約者が女性るとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	508	508	507	503	502
	2	1,129	1,129	1,128	1,120	1,119
	3	1,759	1,758	1,756	1,745	1,743
	4	2,398	2,396	2,393	2,380	2,377
	5	3,044	3,043	3,039	3,023	3,018
	6	3,700	3,699	3,693	3,675	3,667
	7	4,365	4,362	4,358	4,337	4,326
	8	5,038	5,035	5,030	5,009	4,995
	9	5,720	5,718	5,711	5,692	5,674
	10	6,412	6,409	6,402	6,384	6,364
	11	10,239	10,235	10,227	10,207	10,181
	12	11,214	11,211	11,204	11,186	11,160
	13	12,190	12,187	12,181	12,169	12,146
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	10,214	10,211	10,204	10,186	10,160
	13	11,190	11,187	11,181	11,169	11,146
	14	12,179	12,178	12,174	12,168	12,154
	15	13,182	13,182	13,183	13,184	13,187
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	13,318	13,319	13,319	13,320	13,323
	15	12,182	12,182	12,183	12,184	12,187
	16	12,318	12,319	12,319	12,320	12,323
	17	12,456	12,457	12,457	12,458	12,460
	18	12,596	12,597	12,597	12,598	12,600
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	19	12,695	12,696	12,696	12,696	12,698
	18	9,596	9,597	9,597	9,598	9,600
	19	9,695	9,696	9,696	9,696	9,698
	20	9,796	9,796	9,796	9,796	9,797
	21	9,897	9,897	9,897	9,897	9,898
	22	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	610	609	608	604	602
	2	1,335	1,334	1,333	1,324	1,322
	3	2,070	2,069	2,066	2,056	2,050
	4	2,816	2,815	2,811	2,797	2,789
	5	3,571	3,569	3,565	3,548	3,538
	6	4,337	4,334	4,330	4,311	4,298
	7	5,112	5,110	5,104	5,086	5,070
	8	5,899	5,896	5,890	5,872	5,853
	9	9,652	9,648	9,641	9,620	9,596
	10	10,783	10,780	10,773	10,755	10,731
	11	11,901	11,899	11,893	11,880	11,859
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	10	9,783	9,780	9,773	9,755	9,731
	11	10,901	10,899	10,893	10,880	10,859
	12	12,035	12,033	12,030	12,023	12,011
	13	13,184	13,184	13,185	13,186	13,188
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	14	13,320	13,321	13,321	13,322	13,324
	13	12,184	12,184	12,185	12,186	12,188
	14	12,320	12,321	12,321	12,322	12,324
	15	12,458	12,458	12,459	12,460	12,461
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	16	12,598	12,598	12,598	12,599	12,600
	17	12,696	12,697	12,697	12,697	12,699
	16	9,598	9,598	9,598	9,599	9,600
	17	9,696	9,697	9,697	9,697	9,699
	18	9,796	9,796	9,797	9,797	9,798
	19	9,897	9,897	9,898	9,898	9,898
	20	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（18歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が男性のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が男性のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	412	412	414	410	410
	2	937	938	940	934	936
	3	1,469	1,472	1,473	1,464	1,467
	4	2,008	2,012	2,012	1,999	2,002
	5	2,555	2,559	2,559	2,542	2,542
	6	3,109	3,114	3,112	3,091	3,086
	7	3,672	3,676	3,673	3,647	3,637
	8	4,243	4,246	4,241	4,211	4,191
	9	4,821	4,823	4,816	4,783	4,753
	10	5,407	5,408	5,399	5,363	5,322
	11	8,678	8,680	8,668	8,624	8,570
	12	9,506	9,507	9,492	9,446	9,376
	13	10,332	10,331	10,316	10,269	10,186
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	8,506	8,507	8,492	8,446	8,376
	13	9,332	9,331	9,316	9,269	9,186
	14	10,170	10,168	10,152	10,107	10,017
	15	11,019	11,017	11,001	10,962	10,873
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生後 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	11,867	11,864	11,852	11,821	11,745
	15	10,019	10,017	10,001	9,962	9,873
	16	10,867	10,864	10,852	10,821	10,745
	17	11,726	11,724	11,717	11,699	11,654
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	18	12,598	12,598	12,599	12,601	12,608
	19	12,696	12,697	12,697	12,699	12,704
	20	9,598	9,598	9,599	9,601	9,608
	21	9,696	9,697	9,697	9,699	9,704
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生後	22	9,796	9,796	9,797	9,798	9,801
	21	9,897	9,897	9,898	9,898	9,900
	20	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	18	9,598	9,598	9,599	9,601	9,608

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険の解約返戻金額例表〔年払・半年払・月払契約〕

(基本保険金額 1 万円につき：単位円)

〔2〕22歳満了（18歳払済）の場合

(被保険者 0 歳、契約者が女性 のとき)

(被保険者 2 歳、契約者が女性 のとき)

	経過 年数 (年)	契 約 時 の 年 齢				
		20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	1	414	414	413	410	412
	2	941	941	939	933	937
	3	1,475	1,474	1,472	1,463	1,468
	4	2,015	2,015	2,013	1,999	2,006
	5	2,563	2,563	2,560	2,545	2,549
	6	3,119	3,117	3,114	3,095	3,100
	7	3,682	3,679	3,676	3,655	3,658
	8	4,253	4,250	4,245	4,223	4,222
	9	4,830	4,827	4,821	4,800	4,794
	10	5,416	5,412	5,405	5,384	5,374
	11	8,689	8,685	8,676	8,651	8,637
	12	9,516	9,512	9,501	9,477	9,457
	13	10,341	10,337	10,326	10,303	10,277
11歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 14歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	12	8,516	8,512	8,501	8,477	8,457
	13	9,341	9,337	9,326	9,303	9,277
	14	10,177	10,173	10,162	10,142	10,111
	15	11,025	11,021	11,012	10,994	10,963
14歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后 17歳10か月 入学祝金 支払事由発生前	16	11,871	11,868	11,860	11,847	11,819
	15	10,025	10,021	10,012	9,994	9,963
	16	10,871	10,868	10,860	10,847	10,819
	17	11,728	11,726	11,722	11,715	11,697
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	18	12,597	12,598	12,598	12,599	12,602
	19	12,696	12,696	12,697	12,698	12,699
	20	9,597	9,598	9,598	9,599	9,602
	21	9,696	9,696	9,697	9,698	9,699
17歳10か月 入学祝金 支払事由発生效后	22	9,796	9,796	9,796	9,797	9,798
	21	9,897	9,897	9,898	9,898	9,898
	20	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	19	9,898	9,898	9,898	9,898	9,899

(注) 経過年数とは、保険料払込期間中は保険料を受け取った年月数* をいい、契約日からその日を含めて計算します。

*保険料を受け取った年月数

第10条（未経過期間に対応する保険料相当額の払いもどし）の規定により、未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされる場合、その保険料相当額が対応する期間については、保険料を受け取った年月数に含めません。

指定代理請求特約

(この特約の主な内容)

この特約は、主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条 (特約の締結)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際または主契約の締結後、保険契約者（以下「契約者」といいます。）の申出によって、主契約の被保険者の同意および会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金、年金、その他これらに準じる保険給付および主契約の被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

第3条 (指定代理請求人の指定)

この特約を付加した場合、契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- (2) 主契約の被保険者の直系血族
- (3) 主契約の被保険者の兄弟姉妹
- (4) 前2号のほか、主契約の被保険者と同居または主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族

第4条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

- ① 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等を保険金等の受取人が請求できない次の各号に定める事情があるときは、前条で指定した指定代理請求人が、必要書類（別表）およびその事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 傷病名の告知を受けない蓋然性が高いと会社が認める傷病名について告知を受けていないため支払事由に該当する保険金等の請求ができない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- ② 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条各号に定める範囲内であることを要します。ただし、指定代理請求人としての要件を満たさない場合または指定代理請求人が指定されていない場合には、死亡保険金受取人が指定代理請求人として、保険金等を請求することができることとします。
- ③ 前2項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ④ 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込免除の事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
- ⑤ 第1項の請求を受けた場合、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、また、会社指定の医師の診断を受けてもらうことがあります。
- ⑥ 前項の事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終るまで保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。会社が指定した医師による主契約の被保険者の診断を求めたときも、同様とします。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

- ① 契約者は、必要書類（別表）を提出し、主契約の被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。
- ② 前項の指定代理請求人の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第6条（告知義務違反による解除等の通知）

主契約にこの特約が付加されている場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、契約者の住所の不明その他の正当な事由によって契約者に通知できないときは、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第7条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第8条（保険金等の受取人が法人に変更される場合の取扱）

主約款および各特約の特約条項の規定により、保険金等の受取人が主契約の被保険者から法人へ変更される場合には、指定代理請求人の指定は撤回されるものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第10条（主約款および各特約の特約条項に定める給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱）

この特約を付加した場合で、主約款または各特約の特約条項に主契約の被保険者が死亡した場合の給付金の法定相続人の代表者による請求の取扱に関する規定があるときは、主契約の被保険者の法定相続人のうち、主契約の死亡保険金受取人等がない場合に代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱う規定は適用しません。この場合、主契約の被保険者の法定相続人であるこの特約において指定された指定代理請求人がいるときは、指定代理請求人を法定相続人の代表者として取り扱うものとします。

第11条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない事項は、その性質が許されないものを除き主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第12条（特約の更新）

主約款の規定により主たる保険契約が更新されるときは、この特約も更新されます。

第13条（主契約に年金支払特約または年金払移行特約が付加されている場合の特則）

次の各号に定める場合は、第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項中、「死亡保険金受取人」を「主契約の被保険者の戸籍上の配偶者」と読み替えて適用します。

- (1) 主契約に年金支払特約が付加され、年金支払特約の年金の支払が開始した場合
- (2) 主契約に年金払移行特約が付加され、主契約の全部が年金払に移行した場合

第14条（無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合の特則）

- ① この特約を無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

- (1) 「（この特約の主な内容）」中「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約の対象となる保険金等）を次のとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）」

この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）において、契約者が受取人となる保険金、給付金、祝金、その他これらに準じる保険給付および保険料払込免除（以下「保険金等」といいます。）をこの特約による代理請求の対象とします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。」

- (3) 第3条（指定代理請求人の指定）を次のとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定）」

この特約を付加した場合、契約者は、あらかじめ次の各号の範囲内で1人の者を指定してください。（本条により指定された者を、以下「指定代理請求人」といいます。）

- (1) 契約者の戸籍上の配偶者
 - (2) 契約者の直系血族
 - (3) 契約者の兄弟姉妹
 - (4) 前2号のほか、契約者と同居または契約者と生計を一にしている契約者の3親等内の親族」
 - (4) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第2項を次のとおり読み替えます。
- 「② 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において前条各号に定める範囲内であることを要します。」

- (5) 第4条（指定代理請求人による保険金等の請求）第6項中「主契約の被保険者」を「主契約の被保険者または契約者」と読み替えます。
- (6) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）第1項を次のとおり読み替えます。

「① 契約者は、必要書類（別表）を提出し、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。」

- (7) 「別表」中「主契約の被保険者」を「契約者」と読み替えます。

- ② 前項のほか、主約款の規定により契約者の変更が行われた場合、この特約は消滅します。

（2008年7月制定）

別表

請 求 書 類

項 目		必 要 書 類
1	指定代理請求人による 保険金等の請求 (第4条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 主契約の被保険者の戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の戸籍抄本、住民票および印鑑証明書 (5) 主契約の被保険者または指定代理請求人の健康保険被 保険者証の写し (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
2	指定代理請求人の変更 および指定の撤回 (第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
会社は、上記の書類以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めること があります。		

保険料口座振替特約

第1条（用語の意義）

この特約において使用される用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 主約款	主たる保険契約の普通保険約款のことをいいます。
(2) 契約者	保険契約者のことをいいます。
(3) 提携金融機関	会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等のことをいいます。
(4) 指定口座	契約者の指定する口座のことをいいます。

第2条（特約の適用）

- ① この特約は、保険契約締結の際または締結後に、契約者から保険料を会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む旨の申出があり、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- ② 保険料の口座振替払込を申し出る場合には、契約者は、次の各号の条件を満たしてください。
 - (1) 提携金融機関に、指定口座があること
 - (2) 指定口座の名義人が提携金融機関に対し、指定口座から会社の預金口座への保険料の口座振替を依頼すること
- ③ 第②項の指定口座の名義人が契約者と別人であっても、保険契約上の権利と義務は、契約者に属するものとします。

第3条（契約日の特例 - 保険料月払契約の場合）

- ① 保険料月払契約の締結の際の契約日は、主約款に定める契約締結の際の会社の責任開始の日を含む月の翌月1日とし、年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、契約締結の際の会社の責任開始の日から契約日の前日までに、保険事故が発生したときは、契約締結の際の会社の責任開始の日を契約日とし、その日を基準として年齢、保険期間および保険料払込期間を再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と清算します。
- ③ 第①項および第②項の規定にかかわらず、契約者からの申出により、主約款に基づいて契約日を定めることができます。

第4条（第2回以後の保険料の払込）

- ① 契約者は、第2回以後の保険料を、払込期月中の会社と提携金融機関とが協議して定めた日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の預金口座に振り替えることによって、払い込んでください。
- ② 第①項の振替があったときは、振替日に保険料の払込があったものとします。
- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合でも、契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- ④ 契約者は、あらかじめ保険料の払込に必要な金額を指定口座に預け入れてください。
- ⑤ 口座振替によって払い込まれた保険料については、会社は、領収証を発行しません。

第5条（保険料の口座振替ができない場合の取扱）

- ① 払込期月の振替日に保険料の口座振替ができなかったときには、会社は、次の各号に定めるとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 保険料月払契約の場合	(ア) 翌月分の保険料の振替日に、再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。 (イ) 指定口座の預金残高が2か月分の保険料相当額未満の場合には、1か月分の保険料の口座振替を行い、振替があったときは、猶予期間中の未払込保険料について払込があったものとします。
(2) 保険料年払契約または保険料半年払契約の場合	払込期月の翌月中の振替日に応ずる日（この日が提携金融機関の休業日のときは、翌営業日）に、再度口座振替を行います。

- ② 猶予期間中の未払込保険料の口座振替ができなかったときには、契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了日までに、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条（諸変更）

- ① 契約者は、指定口座を、同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出てください。
- ② 契約者が保険料の口座振替払込を止める場合には、あらかじめその旨を会社およびその提携金融機関に申し出るとともに、他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を契約者に通知します。この場合には、契約者は指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するかまたは他の保険料払込方法（経路）を選択してください。
- ④ 会社は、会社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合には、あらかじめその旨を契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

次の各号のいずれかの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅または失効したとき
- (2) 1年分を超える保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を必要としなくなったとき
- (4) 保険料をこの特約によらないで払い込む方法に変更したとき
- (5) 提携金融機関に指定口座がなくなったときまたは提携金融機関との間の口座振替に関する約定が解除されたとき

第8条（口座振替保険料率の適用 - 保険料月払契約の場合）

- ① 会社は、保険料月払契約に限り、口座振替保険料率を適用します。
- ② 第①項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。
- (1) 当月分を含めて3か月分以上の保険料の前納が行われるとき
 - (2) 保険料の自動貸付が行われるとき

第9条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

(2010年3月改定)

条件付保険特約

第1条（特約の締結）

主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）または主契約に付加されている特約の締結、復活、復旧または保険契約者の変更の際、保険契約者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

第2条（条件）

- ① この特約により付加する条件は、その危険の種類および程度に応じて、次の各号のうちどれか1つまたは2つ以上の方法によります。

(1) 保険金削減支払法

会社の定める削減期間中に保険契約者が死亡し、または所定の高度障害状態になったときは、契約日、復活日、復旧日、保険契約者の変更日または特約の締結日からの経過期間および削減期間に応じ、次のとおり保険金削減を取り扱います。ただし、不慮の事故または別表に定める感染症による場合は、保険金削減は行いません。

(ア) 保険金額または特約保険金額に次表の割合を乗じて得た金額を支払います。

(イ) 前(ア)にかかわらず、この特約を生活保障特約に付加する場合には、特約年金額に次表の割合を乗じて得た金額を年金支払期間の全期間にわたり支払います。

		削 減 期 間				
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
経過 期間	1年以内	5.0割	3.0割	2.5割	2.0割	1.5割
	1年超2年以内		6.0割	5.0割	4.0割	3.0割
	2年超3年以内			7.5割	6.0割	4.5割
	3年超4年以内				8.0割	6.0割
	4年超5年以内					8.0割

(2) 特別保険料領収法

普通の保険料に会社の定める特別の保険料を加算した金額を払込保険料とします。この方法による場合で、主契約の払いもどし事由が生じたときは、会社の定める方法により計算した払いもどし金を加算して支払います。また、この特約の払いもどし金は、主契約について契約者に対する貸付が行われる場合の計算の基準となる解約返戻金額に合算します。

(3) 年増法

保険契約者の実際の年齢に会社の定める年数を加算した年齢をこの保険契約の年齢とし、その年齢に基づいて保険料および払いもどし金の額を計算します。

- ② 第①項の条件は、保険証券に記載します。

第3条（保険契約復活の制限）

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約（特約を含みます。以下同じ。）については、普通保険約款および特約条項（以下「主約款等」といいます。）の規定にかかわらず、その効力がなくなってから1か年以内に限り、保険契約者は、復活請求書を提出して、保険契約の復活を請求することができます。

第4条（保険契約の内容変更の制限）

主契約または特約にこの特約を付加して締結した場合の保険契約については、主約款等の規定にかかわらず、保険期間または保険料払込期間の延長および払済保険または延長保険への変更の取扱を行いません。ただし、保険金削減支払法による場合には、削減期間経過後は払済保険への変更の取扱を行います。

（2013年4月改定）

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10（2003年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎 ^{かいはいくずいえん} ＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。）	U04

特定高度障害状態不担保特約

第1条（特約の締結）

- ① 主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結または復活の際、被保険者となる者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しないときは、会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。
- ② この特約が主契約に付加されたときは、保険証券に記載します。

第2条（不担保とする特定高度障害状態）

主契約の被保険者が眼球および眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。）に生じた疾病（ただし、別表に定める感染症を除きます。）を原因として、特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。）に該当したときは、会社は、主契約および主契約に付加された特約の高度障害保険金等を支払わず、また保険料の払込を免除しません。

第3条（中途付加の場合の特則）

第1条（特約の締結）の規定のほか、主契約に高度障害保障（高度障害状態に該当したことによる保険料払込免除の保障を含みます。以下同じとします。）のある特約が中途付加される場合には、中途付加の際にもこの特約を付加することができます。この場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約は、同時に中途付加される特約およびこの特約が付加された後に中途付加される高度障害保障のある特約に適用されます。
- (2) この特約が適用された特約について、更新または保険期間終身の特約への変更が行われる場合には、更新後または変更後の特約にもこの特約が適用されます。
- (3) 被保険者が特定高度障害状態に該当し、主契約の高度障害保険金が支払われることにより、この特約が適用された特約が消滅する場合には、この特約が適用された特約の責任準備金額を主契約の高度障害保険金受取人に支払います。

第4条（無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合の特則）

この特約を無配当低解約返戻金型愛児進学保険に付加する場合には、特約条項の一部を次のとおり変更して適用します。

- (1) 第1条（特約の締結）中「締結もしくは復活の際」を「締結、復活、復旧または保険契約者の変更の際」に、「被保険者となる者」を「保険契約者となる者」にそれぞれ読み替えます。
- (2) 第2条（不担保とする特定高度障害状態）中「被保険者」を「保険契約者」と読み替えます。

（2007年8月制定）

別表

対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。	
分 類 項 目	分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢 ^{せきり}	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞ ^{かいはいくずいえん}	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡 ^{とうそう}	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りします。）	U04

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, light blue watermark that reads "MEMO". The paper appears to be part of a notebook or binder, as suggested by the dark binding visible along the right edge.

[illegible]

諸利率および お取り扱いの範囲

「諸利率およびお取り扱いの範囲」は、2014年10月2日現在の諸利率およびお取り扱いの範囲の一部を一覧形式にて記載しています。

諸利率およびお取り扱いの範囲

- ・お取り扱いの範囲は「ご契約のしおり」でご説明しているものもございますので、あわせてご覧ください。
- ・下記利率およびお取り扱いの範囲は、将来変更することがあります。
実際のお手続きの際には、その時点で当社が定めている利率およびお取り扱いの範囲が適用されます。

無配当低解約返戻金型愛児進学保険

条項	項目	諸利率・取り扱いの範囲
第3条第③項	入学祝金のすえ置き利率	年0.05%
第12条第②項	保険料を前納する場合の割引利率	年0.25%
第12条第③項	前納した保険料の積立利率	年0.25%
第15条第②項	保険料の自動貸付の貸付利率	年3.00%
第27条第①項	減額後の最低基本保険金額	120万円※
第28条第①項	払済保険への変更後の最低満期祝金額	20万円
第36条第①項	契約者貸付の貸付利率	年3.00%

※ご契約全体としての最低保険料等のお取り扱いの範囲もあわせて満たす必要があります。

また、ご契約日からその日を含めて1年を経過していないご契約は、お取り扱いの範囲が異なります。

[illegible]

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. At the top left corner, there is a faint, light blue watermark that reads "MEMO". The paper appears to be part of a notebook or binder, as evidenced by the dark binding visible along the right edge.

[illegible]

[illegible]

＜生命保険に関するお問い合わせ先＞

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

平日 9:00 ～ 19:00 （土・日・祝日・年末年始を除く）

生命保険に関するお手続きやご相談を承っています。

「必要書類」やもよりの営業部につきましても、こちらへお問い合わせください。

- ・この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- ・一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXはお取り扱いしていません。）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

生命保険相談所

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）

TEL 03 - 3286 - 2648

ホームページアドレス (<http://www.seiho.or.jp/>)

- ・生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に	(ページ)
○健康状態・職業などの告知義務について……………	19
○保障の責任開始時について……………	22
○給付金などをお支払いできない場合について……………	41
○クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について……………	23
○保険料のお払い込み方法について……………	46
○保険料払い込みの猶予期間とご契約の失効・復活について……………	47
○解約と解約返戻金について……………	56

などは、ご契約にあたってぜひご理解いただきたいことがらです。告知および保険料の受領など、当社の担当職員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりにくい点がございましたら三井生命お客様サービスセンターにお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに、大切に保存し、ご活用ください。

■ ご契約に関するご相談については

三井生命お客様サービスセンター

フリーダイヤル **0120-318-766**

受付時間 平日 9:00～19:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町 2-1-1
TEL: 03-6831-8000(大代表)
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

こども保険

●この冊子をおとどけした担当者は……